

参議院農林水産委員会會議録第六号

昭和三十五年二月十六日(火曜日)午前
十時三十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 堀本 宜実君
理事 櫻井 志郎君
仲原 善一君
大河原 次君
東 隆君
森 八三三君

委員

青田源太郎君
秋山俊一郎君
石谷 憲男君
岡村文四郎君
高橋 衛君
田中 啓一君
藤野 繁雄君
小笠原三三男君
龜田 得治君
北村 暢君
清澤 俊英君
戸叶 武君
中田 吉雄君
棚橋 小虎君
千田 正君

政府委員

林野庁長官 山崎 齊君
水産庁長官 西村健次郎君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

食糧庁経理部長 家治 清一君
水産庁漁政部長 林田悠紀夫君

水産庁漁政部長 林 真治君

本日の会議に付した案件

○農林水産政策に関する調査
(昭和三十五年農林省関係予算に
関する件)

○委員長(堀本宜実君) ただいまから
農林水産委員会を開会いたします。
昭和三十五年農林省関係予算に
関する件を議題といたします。

まず、午前中は水産庁関係の予算並
びに施策について説明を聴取いたしま
す。

○政府委員(西村健次郎君) 御説明に
入ります前に、お手元にこまかい表が
配ってございますが、多小数字のミス
がございますので、先にちよつとお直
しいただきたいと思ひます。

昭和三十五年水産関係予算一覧表
というお手元にお配りしてあります。
の本庁関係の八番目の「漁村青壮年実
践活動促進」とございまして、その三
十五年予算といたしまして、九八
五とございまして、これは九八五九で
ございまして、次は二枚目をめくって
いただきます、これは間違ひござい
ませんが、一番トップの数字の「北
海道鮭鱒ふ化場」の一四七九二で
ございまして、ちよつとわかりにくい印刷
になっております。それから同じ紙の
ずつと下に参ります、それから「公共」の欄
の水産庁所管のずつと下の「漁港施設
災害復旧事業」というところがござい
ます。「直轄」と「補助」に分かれて
おります。その一番最初の七三六、

九六九とございまして、これは七六
三、九六九とございまして、それから下の
伊勢湾高潮対策事業費、その下に計と
ございまして、その計の数字の三十五年
度予算の四、六八四、一八〇とござ
いまして、これは四六八九、一八〇で
ございまして、それだけでございまして、
それでは、昭和三十五年の予算要
求中におきます水産関係予算につ
いて、その概要を御説明申し上げたいと
思ひます。まず、水産関係予算全体の
規模であります、他省庁計上分、こ
れはたとへば経済企画庁とか、あるいは
北海道開発庁、それから労働省とい
うようなものでございまして、他省庁の
計上分も含めたもので見ますと、公
共事業を含めました一般会計予算は百
三億三千万円でありまして、三十四年
度の当初予算に比しますと、二十五億
一千万円、約三〇%の増加となつてお
ります。

次に、三十五年予算のおもな内容
は、沿岸漁業振興諸施策の整備充実
と、沿岸漁業振興のにない手である漁
業協同組合の整備促進、漁業生産の基
盤を整備するために必要な漁港整備事
業及び国際漁業対策の基盤となる資源
調査並びにサケ、マス等の孵化放流事
業の推進、流通対策としまして、水産
物の価格対策の一環としての調整保管
事業、昭和三十四年度から始まりまし
た調整保管事業の継続実施、さらに漁
業経営安定対策として必要な漁船損害
補償制度の改正及び漁業共済事業の充
実、災害防除及び災害復旧事業の推

進、これらのいろいろな項目でござ
います、以下これらにつきまして概略
御説明いたします。

まず沿岸漁業振興の諸施策について
申し上げます。昭和三十三年——昨
年の十一月一日現在で実施しました沿
岸漁業臨時調査というセンサスの結果
によりますと、いわゆる沿岸漁業に
占める零細な沿岸漁家がこれに依存
しておるという現状でございまして、
その生産額は、日本全体の漁業生産額
の一八%程度にすぎない、経営体数
では八六%を占める沿岸漁家が、生産
額では一八%程度にすぎない、いわゆ
る低い生産性と低い所得水準のもとに
あえていっているわけでありまして、一
方、都市の発展とか鉱工業の発達によ
って、漁場が漸次狭隘化するとともに、
その水質の汚濁等による漁場の荒廃化
というものがもたらされつつあります
ので、三十五年の予算におきまして
も、やはり引き続き沿岸漁業の振興事
業に重点を置いて、その拡充をはかる
ことといたしております。その第一
は、漁場改良造成及び種苗対策事業並
びに沿岸漁業振興対策事業でござい
ます。漁場改良造成及び種苗対策事業
は、投石と岩礁破壊、あるいは漁礁及
びいわゆる大型漁礁の設置、あるいは
はノリ漁場の造成、ノリの人工採苗
施設の設置等の沿岸漁業資源の改良
造成を行なう事業でございまして、こ
の助成額を三十四年度に比します
と、全体で一〇%程度増加してござ
います。

まして、約二億円を予算上計上して
おります。沿岸漁業振興対策事業につ
きましては、沿岸漁業への依存度が高
く、かつ、漁業所得水準の低い地域を
重点的に対象とし、その地域の漁業振
興に最も適する生産、加工、流通、技
術指導等の施設の設置に特別助成
をすることとし、この施策を昭和三十
三年度以来、いわゆる沿岸振興対策と
して実施してきたのであります。三十
五年度はさらにこれを計画的に推進す
ることとし、三十四年度予算を三五%
程度上回る一億三千五百万円をこれに
計上してあります。この事業の実施
にあたりましては、いたずらに総花的
になつていくことのないうちに、さら
に漁場改良造成、あるいは種苗対策事
業といふものも、できるだけ有機的
に関連をせしめつつ、適地に対し年々
計画的に実施して参りますとともに、
対象地域につきましては、この事業の
成果が十分に上がるように、事前に周
知調査を水産庁と県当局とが協力し
て行なう、このような調査に基づいて
事業計画を樹立し、その地域の沿岸漁
業の振興に必要な施設を整備して、沿
岸漁業の振興に寄与して参りたい、こ
ういう考えであります。なお、昨年非
常に、いわば社会的問題ともなりまし
た水俣病被災漁民の漁業転換を促進す
る対策としまして、水俣病漁業対策事
業を実施することにいたしました、こ
のため約一千万円弱を計上してござ
います。

沿岸漁業振興施策の第二点は、水産

施したい、こう思っております。また、三十四年度に引き続き以西のトロール底びき漁業資源、北太平洋のクジラ資源等の調査を行ないますほか、東カムチャツカ海域の北洋漁場、大西洋のマグロ新漁場についての開発、調査を実施することとしております。これらに必要な経費として一億一千九百万円を計上しております。なお、この公海における漁業操業秩序の維持ということが、特にいろいろな面で国際的な関連もありまして、重要でございます。特に問題の多い北洋及び東海黄海につきましては、指導取り締まり態勢を強化する。指導取り締まりに要する経費二億八千万円を計上いたしております。漁業生産基盤の整備に関する第三の事項は、鮭鱒孵化放流事業の拡充でございます。鮭鱒資源の維持増進を積極的に推進することは、問題の多い北洋サケ、マス漁場におけるわが国の国際的立場を強化するためという意味からも必要でありまして、サケ、マス漁業の経営安定にも大きな見地からいへば資するということもいえますので、三十五年度におきましては特に本事業の拡充整備をはかっています。たい、こう思っております。すなわち、本事業を実施するために設置されております北海道における国営のサケ、マス孵化場の施設を近年における北海道諸河川に対するサケ、マスの遡河状況に対応して計画的に整備して参りたい、このために一億三千九百万円を計上しておりますとともに、東北地方は、これは民間でやっておりますサケ、マス孵化放流事業に国が補助するという格好になっております。これに要する経費は八百万円を計上いたして

おる次第でございます。なお、内水面における資源維持対策として、アユの県営放流事業に対する助成、これはおおむね三十四年度と同程度の規模で実施することとしております。次は、水産物の価格安定対策でございます。これは三十四年度に引き継ぎ多獲性大衆水産物であるサンマのかす及びスルメイカの調整保管事業に対する助成を行ない、魚価の安定をはかることとしていたしたい、このため前年度と同額の千二百万円を計上しておる次第でございます。

次に、以上の諸対策のほか、漁業経営の安定を目的といたしまして諸施策について一括御説明申し上げます。第一は、漁船損害補償制度の改善でございます。現在漁船保険加入隻数は約百万隻というところになっておりますが、なお、それを分析してみますと、小型船の加入率が低く、沿岸漁業振興の見地から見ても本制度の目的は十分には実施されてないというところもいえるのじゃないか、今後の漁船保険事業の健全な発達をはかるためには、いろいろこれに関連して問題となる点がありまして、昨年漁船損害補償制度調査会を臨時に設けまして、学識経験者によって種々検討を加えてもらいました結果、その答申を基礎としまして、三十五年度に相当大幅な改正を行なって参りたい、こういうふうに考えております。改正点の第一は、保険料率の合理的改訂、これは現在の料率が、小型船を単位組合に入れることで単位組合の経営が悪くなるというふうなことに

率を期限率を基礎として定めることとしておりますが、これは特に小型船を主体とする保険組合の経営が困難である現状を改めまして、小型船の引き受け態勢を整備することをおもなねらいとするものであります。改正点の第二は、義務加入制度の改善であります。すなわち、義務加入漁船に対しては、従来は一律に保険料の二分の一の国庫負担を行なってきたのでありますが、今回は台風、風浪というふうな異常災害に対応する保険料部分は全額国庫負担とするというところには、通常の危険に対応する保険料部分につきましては、漁船のトン数、改装に応じまして六〇％から四〇％の間の異なった率を適用して国庫負担をするというところをいたしました。これらの結果、保険料は無動力船の階層が現行料率と同じであるというほか、階層により多少の差はございますが、加入者の自己負担の軽減が行なわれる、それと同時に、先ほど申し上げました第一点の保険料率の合理的改訂と相俟って、ことに小型船の加入がより容易になり、加入が促進する道がこれと期待される、こういうことであります。改正点の第三は、集団加入制度の新設でございます。この制度は義務加入の成立が困難な事情にある保険料の国庫負担の恩恵に浴し得ない小型漁船を対象として、一定隻数以上の小型漁船が集団的に漁船保険に加入した場合、義務加入の場合に国庫負担のそれぞれ半分の程度の負担を国が行なうというものであります。義務加入の第一歩といえますが、前段階と申しますが、加入がでないというものについて一つの新しい制度をここに設けたい、こういう趣旨でござ

います。以上の改正点を内容とする予算措置を昭和三十五年度予算において講じておきまして、漁船再保険特別会計繰り入れ等に必要経費として四億八千三百万円を計上しております。なお、このほか漁船再保険特別会計から漁船保険中央会の行なう漁船の事故防止事業に対して新しく千七百万円を助成することとしていたしておりますが、この事業は漁船検査技術員三十五名を設置し、保険加入の漁船の検査を行なって事故の防止をはかる、こういう趣旨のものでございます。漁業経営の安定を目的とする安定施策の第二は、漁業共済制度の試験実施であります。本事業は三十二年度以来、全国水産業協同組合共済会において実施中のものでございますが、昭和三十五年度においても沿海三十八都道府県において継続実施いたしますとともに、北洋サケ、マス漁業の漁具に対する共済事業を新たに開始することとしていたしております。これらのために、試験実施調査委託費三千五百万円を計上いたしますとともに、昭和三十五年度契約分について共済金の支払いに不足を生じた場合におけるその不足額を補てんするための共済掛金の一・五倍に相当する額、あるいは一億三千万円を限度とする国庫債務負担契約を結ぶこととしておる次第でございます。第三は、中小漁業融資保証制度の改善でございます。本制度は中小漁業経営者に対する融資の円滑化をはかるため、中小漁業者が金融機関より融資を受ける際、漁業信用基金協会がその債務を保証できる、これをさらに政府が保証するという仕組みになっております。三十五年度におきましては、現

行の保険金支払いに伴う政府の求償権取得制度を漁業信用基金協会の政府に対する納付金制度に改め、政府の被保証人に対する債権の管理及び回収の円滑化をはかるため、所要の改善を加えることとしていたしております。以上のほか安定的な漁業経営に資する目的のために、従来都道府県水産試験場に助成して漁業漁況予報を実施いたしてあります。三十五年度におきましても、引き続き同様の規模で実施することにいたしてあります。以上が漁業経営の安定をはかるための諸施策の主要なものであります。

次に、災害防除及び災害復旧事業について申し上げます。まず、公共事業関係についてでございますが、三十四年度におきまして伊勢湾台風による災害の甚大であったことにかんがみまして、防災及び災害復旧事業は、昭和三十五年度予算において特に重視しているところでございます。防災対策事業といたしましては、伊勢湾台風により被害を受けた伊勢湾等に面する漁港に対しまして復旧改良工事を伊勢湾高潮対策事業として実施するため、新たに五億五千万円を計上いたしました。治山治水事業の一環といたしまして漁港区域の海岸にかかる海岸保全施設整備事業を推進するため、他省庁計上分を含めまして三十四年度に比べて一億円増の二億五千万円計上いたしております。なお、漁港施設災害関連事業の一環として、漁港区域の地盤変動対策を新たに実施することとして、この予算千四百万円をあわせ計上いたしております。次に、災害復旧事業でございますが、漁港関係の災害の早期復旧を極力推

進することといたしております。昭和三十五年度におきましては、三十二年災は完了、三十三年災は八五%、三十四年災は六五%の復旧進捗を確保しますとともに、三十四年災につきましては、三十四年度補正予算に引き続いて漁港施設の補助率引き上げの措置を講ずる。漁港施設災害復旧費として三十四年度に比べ十億円の増の十八億千五百万円、漁港施設災害関連事業費として、さきに申し述べました地盤変動対策事業を除き、三十四年度に比べて五千万円増の八千百万円を計上いたしております。以上のようない公共事業費によるもののほか、三十四年度補正予算によつて実施いたします共同利用小型漁船の建造事業及びノリ、カキ、真珠等水産養殖施設の復旧事業の残りを、前年度に引き続き実施することとしております。これらに要する経費として一億六千百万円を計上いたしております。

最後に、水産関係の財政投融資計画といたしまして、農林漁業金融公庫の貸付金額について申し上げます。昭和三十五年度における公庫の水産関係貸付金額は五十億円でございまして、三十四年度に比べ三億円の増加となっておりますが、これは最近の融資実績に基づきまして、主として漁船の融資額の拡大をはかったものでござい

は、開会前に申し上げましたように、特別な会議がございまして、やむを得ずその方に出席しなければならぬというところで、林田漁政部長がかわつて御答弁を申し上げたいと存じます。御了承をお願いしたいと思います。

○大河原一孝君 ちよつとその前に一つ、沿岸漁業の振興の問題は、御承知のように今日の日ソ漁業の交渉の現状から申し上げても、また、将来からいっても、沿岸漁業の問題に対して政府が相当これに対する育成強化という面でも、当然だと思ふのですが、最近これは全国的な傾向であるかどうかわかりませんが、たまたま、これは私の方の郷里の問題を申し上げて大へん恐縮でござい

が非常に、どうしていいかてんやわんやの騒ぎをしておつて、町当局としても、これに対して十分な手が打てないでいる状態です。こういう面に対して、これは今後の漁民の生活に非常に脅威を与えるものであり、こういう点に対しては、どのような当局の方としては手を打たれるか、そういう点、一つお聞きしたいと思つてゐるので

○政府委員(西村健次郎君) 今お話の点、私、具体的な事実関係をよく承知してございまして、今のお話の限度におきまして、どういふ問題だかちよつとわからない点もござい

とトラブルを起こすということは、ちよつと私は考えられないのでござい

て、名義はとにかく、實際上大きな資本がその定置漁業に入つてきてい

○大河原一孝君 いま一つこれに関連して。大洋漁業というのは、当然遠洋漁業が主だと思ふのですが、従つて、

○政府委員(西村健次郎君) 大洋漁業という具体的な会社、先ほどもちよつと出ましたけれども、今のやはり定置漁業ではないかと私は思います。定置漁業なら、先ほど申し上げましたように、やはり漁業権で免許されてお

○千田正君 長官が出る前に特にお尋ねしたいのは、今、問題になつておりますところの日ソ漁業問題で、ことしは

以上をもちまして水産関係一般会計予算及び特別会計予算並びに財政投融資計画のごく概要の御説明を終わりたいと存じます。

○委員長(堀本宜実君) ただいまの御説明に対して御質疑の方は御質疑、御発言を願ひますが、西村水産庁長官

とら、やはり漁業権で免許されてお

○政府委員(西村健次郎君) 大洋漁業という具体的な会社、先ほどもちよつと出ましたけれども、今のやはり定置漁業ではないかと私は思います。定置漁業なら、先ほど申し上げましたように、やはり漁業権で免許されてお

○千田正君 長官が出る前に特にお尋ねしたいのは、今、問題になつておりますところの日ソ漁業問題で、ことしは

方針が定まっておらないように見えませんが、この点を一点お伺いしたいという事と、それから昨年のような漁獲量がどうしても日ソ間において解決が見得ないような場合においては、相当のこれは漁船を覚悟しなければならぬ。そういう場合に起きるころの、予想されるころの沿岸漁業のしわ寄せ、あるいはその他に対してどういうふうに考えておるかという問題、また、もう一つは、いつでもこれは最後の問題になるといって、科学的な調査、それから資源の培養という問題が国際会議において問題になるのであります。北海道と内地にわずかに一條数千円程度のいわゆる孵化場を設けたという程度では、国際競争においてはたして日本が有利な立場で競争ができるかどうか。こういうことを考えますという、こうした孵化場の施設等はもつと拡充していいのじゃないか、もつと強化して国際間におけるところの日本側の主張が十分通るような施設を十分やるべきではないかと、私はこう思うのであります。この点をお伺いしたい。もう一点、今、一番問題になっているのは、沿岸漁業にとつて問題になつておられますのは、油が不足している。これは現実において鳥取、島根、あの沿岸から、さらに鯉子においてサバ漁に対する油が非常に不足して入手ができない。これはおかしい。われわれが前から話しておるのは、漁業協同組合の連合会を通じて、沿岸漁業のそういう燃料対策というものが十分進められていっているものと思つておりましたが、現実においてはなかなかそうじゃない。通産行政の一環をなしているところの油の製油業者の諸君は、漁業用油

を作るのだと称して輸入をしながら、いわゆる値段が安いためにそつちの方へは回さずに軽油を作つてごまかしている。実際に必要な場合にはそれを出さない。倉庫の中にはちゃんと入つておりながら、漁業者から、漁業協同組合その他から要請された場合には出さない、これが現状じゃないかと思つてです。みすみ目の前に魚群が来たのを見ながら、油がない、足らないために出漁できないというものが、今困つてゐる状況であります。この問題をどうするか、この三つについて長官からお伺いをしたいと思つてあります。○政府委員(西村健次郎君) 第一の国内の再編成の問題、北洋サケ、マス漁業に関連して、たしかこの委員会でも一応御説明したと思つていますが、今般の第四回の日ソ漁業委員会の結果がどうであつても、十六船団、四百六十隻というものは多過ぎるのであります。経営の問題としても、自主的な再編を必要とするであらうというところで強くわれわれも要請してゐたわけであります。いろいろまあ経緯はございますが、結局、私どもとしましては、今後の問題はともかくとして、ここで少なくとも一朝以上あるいはそこで五十隻程度の自主的な減船の漁業転換に對しましてはカツオ、マグロの兼業許可を与えるという事で、目下独航船の面において、これについてそのことによつて再編成に乗り切る、いわば、おおむね五十隻程度の転換船をこれを出していかどうかという事を今明日中にはつきり決定するといふところに今参つております。いずれこの問題は不日その帰趨は明らかになると、こういうふうに考えております。

それから第二の点は、ことしの日ソ漁業委員会の結果は非常にきつものである。一体、率直に私が千田委員の御質問を私なりに解釈いたしますと、五十隻とか、そんな程度じゃ間尺に合わないじゃないかという事態が必ず来るだろう、あるいは来た場合に政府としてはどういう考えを持っておるか、こういう御質問だらうと思つておる。私もとしまして、たとえば五十隻、これをもつてすべて北洋の母船式サケ、マス漁業の再編成が足りるという事は当初から申し上げておりませんわけでございます。自主的なものとして、少なくともこの程度のものにはやる必要があるのじゃないか。そうしてさらに、これは諸般の事情から強度な再編成あるいはそこにより強度な措置をとる必要があればそれはそれとしてまた事態に即して政府としては態度をはっきりきめて参りたい。ただし、それがどういふ姿をとるか、どういふ程度のものであるかという事は、われわれとしては今にわかに予断を許しませんし、軽率に、それを仮定の上に立つて対策を軽々に進めていくというわけにも参りません。ただ私どもとしても、今回の日ソ漁業委員会の交渉というものが決して樂觀を許さないといふことの予想のもとに諸般の点についての準備なり研究を進めております。

それから第三の鯉子の孵化放流事業、これはえらい少ないじゃないかと申すとお話でございます。仰せの通りと申すと語弊がございますけれども、額としては、ことに日ソ漁業交渉というよりなものと関連においても、もつとこれをわれわれとしても拡充して参りたい。ただこの問題は、孵化放流事業をやるためには親の魚、サケ、マスを確保する必要があります。これがやはり北海道なり内地の河川に相当程度参つて参らなくては行けない。従いまして、それによつて実はこの孵化放流事業といふものが、そういう客観的な事実によつて制限を受けますので、これがにわかに予算面を拡充して、それによつて孵化放流の、たとえば粒数を多くするというわけにはちよつと参らないわけでございます。私どもとしまして、これはできるだけ伸ばしていきたいと思つておりますが、それにはやはり親魚の確保という点、これについて今後さらに調査、検討を進める必要があるかと思つております。

それから第四の、重油の問題につきましては、仰せのような事実は局地的に起こつておるやに聞いております。その原因は、あるいは千田委員の御指摘のような原因から重油を作つたがらない、採算上。そういうところにおそらく原因があるのじゃないか、この点につきまして、私どもとしましては、こういうことがあつては、せつかくの漁業者の漁業生産意欲も減退させます。現実の操業に差しつかえをいたします。私どもとしては、随時、通産省の関係当局と連絡をしてこの問題をより漁業者のためにいい制度と直すように目下交渉を始めつてございますが、とりあへずの当面の対策としまして、全漁連がソ連から輸入しました七千トンの重油が保税倉庫に入つておりましたので、これを至急引き取れるようにする措置を先週講じました。その最終的な結果は私聞いておりませんが、おそらく、これでもかくその七千トンは現物が漁撈の方に回わるように措置されるだろう、こういうふうに思つております。

○清澤俊英君 予算書を見ますと、内水面に対しては一銭もないのだが、わずかにアユの県営に対する補助金が一つついてはいただけ、内水面政策というものは水産庁は全然考えておらないのですか。

○政府委員(西村健次郎君) お答えします。内水面につきましては、率直に申し上げまして、今のところアユの孵化放流事業と、それから本年度からたしか利根川の上流におきますソウギに對する施設といふものの補助金、これは特定の地域でございますが、この二つでございます。内水面に對しまして御承知のように問題が、予算的にはその額が少くないといふことはあるいは率直に申し上げて言えると思つていますが、問題はそれらの点につきましては、単に予算的な面といふものだけではたして実効が上がるかどうかという面も考えなくちゃいけませんし、それからもう一つ、私どもでこの内水面についていろいろ絶えず問題になるのは、いわゆる予算的措置を講じても、これは遊漁者といふものの対象になるのではないかと、私どもとして決して内水面につきましてこれを等閑視してゐるわけではございませんけれども、なお、われわれとしても少し研究して、いろいろな方面についてもつと考へていく必要があるのではないかと、こういうふうに考へております。当面としては、御指摘のように、従来とほとんど変わつておりません。

○清澤俊英君 ウナギだとかドジョウ

とかというより、なものの養殖などは、やはりこれは内水面に属するものだと思うのですが、まあ食料として高級食品で、一般食品ではないが、アユにこれだけ力を入れているならば、こういうものを養殖してもつと安いものがどんどん食えるような方法を考へてもいいのではないかと。最近では農業等の関係、灌排水関係、汚濁水等ではほとんど内水面魚が全滅するかもしれない状態にあって、何もかまわぬでおくというのもどうかという問題ではないか。ことに人造湖等が非常にたくさんできておりますね、そういう場合、ただ漁獲利益だけを中心にしないで、いさ少し考へるべきものがないのかどうか、そういう点に対して、どう一体考へておられるか。

○政府委員(西村健次郎君) 実は最後に清澤委員の御指摘のございました人造湖につきまして、何かそこについて魚族の繁殖というものについて少しやってみようというところで、私も研究も、中間的な段階では予算要求までいったのでありますが、やはりいろいろ研究する点があるようでありまして、技術的な面もあり、そういう点で私も少しは終局的にもうちょっと研究して参りたい。決して私も、そういうものを忘れてはいるわけではございません。内部では研究いたしておりますが、まだすぐこれが予算化という面ではどうかということ考へておられるわけでございます。

○東隆君 私は、農林大臣に聞いていただきたいのですけれども、この予算の面ではやはり考へなければならぬことは、技術面ですね、技術面、ことに水産の増産、それから漁民の生活

の指導、経営の指導、そういうような面をずつとひつくるめて一貫した私は制度が確立されてしかるべきだと思ふ。農業の方では、御承知のように、農業助長法という法律ができて、そして一応その体系ができて上がつておるわけですね。そこで、水産改良助長法というよりなものを作つて、そういうやうに考へてこの前の国会に、実は社会党に所属しておつた場合に、社会党から出して、これは継続審議になつておつたのじゃないかと思ひますが、あの考へ方は、私は水産の方面でもし沿岸漁業に力を入れることが中心だと、こういうふうに行われるならば、早急にあの制度を確立すべきである、こういう考へ方を持つておるわけですね。中身はすでに実は水産改良普及事業の拡充と、こういうよりな形でもつてきております。水産試験場関係との連携その他の問題なんかもあるから、この前の場合には、私は少しばかりであるけれども、予算もすでにあるのだから、それを総合して一つの制度を作り上げる必要があるだろう、こういうふうには実は質問しておつたわけですね。この際は一つ早急にそれを制度化することが必要だろう、こう思ふのですが、これはお話が内部でもつてあつたのになかつたのか、その点もしお知りでしたらそれをお聞かせ願ひたいのです。

○説明員(林田修三君) 水産業の振興につきまして、特に沿岸漁業の振興が必要であるという事は申すまでもないことではございまして、水産庁では漁業制度調査会を設けておりまして、現在その審議に当たつておるわけでありまして、特に漁業制度調査

会におきましても沿岸漁業振興の見地からは、まず漁業協同組合の強化をはからなければいかぬということがいわれておりまして、今回予算の方にましても、あるいは法案の方にましても、まず漁業協同組合の整備促進をやろうというふうにいたしまして、整備促進法案を閣下にも上程いたしております。それで先ほど申されました水産の改良助長法でございますが、これは現在継続審議になつておるはずでございます。私たちの方におきましては、農業改良助長法と同じように必要であるという事は考へておる次第でございますが、すでに今回の予算にも現れておりますように、水産改良普及員を昨年四十八名設けて、三十五年は同数の四十八名を増加して九十六人にいたして、いよいよ徐々になつて普及態勢を整備強化してきたいという事で、予算にも盛つておる次第でございます。その他いろいろ巡回指導とか、そういうふうな方面におきましても、あるいは青少年の技術の改良とか、そういう面におきましても強化して参つておるわけでございます。直ちにこれを助長法という法律にしなければいかぬかどうかという点につきましては、なお検討をしております次第でございます。と申しますのは、漁業制度調査会が一方において開かれておりまして、この六月ごろにはその最終結論を得たいといたしております。ふうな運びになつておるわけでありまして、そういう場合に、もつと、単に改良普及という、普及員を組織化していくという面だけでなく、もう少し広範に総合

的に考へた漁業改良の施策が必要なんじゃないだろうかというふうなことが問題になつておるわけで、それで制度調査会の結論を待ちまして、そういう方向へ進んでいきたいというふうに考へておる次第でございます。

○千田正君 関連して、今の部長の言ふことはわかるけれども、漁業制度調査会そのものは、私は忠告しておくのだが、いわゆるボスの存在が今まで多くて、抽象的な議論しかやらない。抽象的な結論しか出てこない。われわれの要求しているのは、もつと具体的な態勢を整えなければ、このままでいつたら日本の漁業なんというものは壊滅してしまふ。あなた方が一生懸命中央において考へておつても、現地の漁民なんというものはだんだん脱落してしまふ以外に何もないところへ追い詰められていくところを考へて、抽象的な議論は抜きにして、真剣になつて問題を提示して下さい。特別にお願いしておきます。ボスの集まりばかりやつてはだめだ。

○東隆君 今、千田君の言つた通りに、私はそんな考へ方に立ちますが、漁業制度調査会には、これはいろいろな問題が論議されているかもしれないけれども、少なくともこの二年間は完全に隠れみのにされてしまつておるのです。そこで、もう少し具体的な問題を提起しなければいかぬと思ふのです。たとえば流通過程を考へてみますと、これは流通過程をほとんど扱つておるの、あまり仕事をやつてないところがあるかもしれないが、だから経済団体です。漁業協同組合というものは、まず経済団体と見るべきである。

従つて、漁業の指導を本式にやろうとすれば、やはり中央会系統みたいなもの、あるいは指導の漁業協同組合のよりなものができなければ今の段階ではだめなやうな形になつておる。だから非常に問題になると思ふ。北海道は実は改良普及員のようなものを地方費とそれから町村の費用でもつて置いております。九十何名——七十何名でしか置いておられますけれども、これはどういうことになるかと、みんな町村でもつて官業の仕事をやられておる。それでどうしても制度をこしらへてはつきり漁業振興の方面に活動できるよりな態勢を作り上げていかなければ、もうみんな必要があつて地方的にそういうものを置いて、町村では官業の助けをするよりな、あるいは税金取りの仕事をするよりな、これはもう実に不自然な形になつてしまふ。北海道のやうなところでもつて、漁業が非常に盛んというところがあるけれども、重点を置いておるわけですね。だからそういうやうな形になつておる。だから私はここから九十六名、これは専門の技術員の方は試験場だのやうなよりなところへ配置されるとして、九十六名の者を全国にばらまいてみたときにどういうよりな形になるかといつたら、これは実に哀れなものになつてしまふ。この人はほとんど動きやうがないと思ふ。だから私は、千五百の単協があるといふから、一人ぐらい配置できるくらいの人數を獲得せなければならぬ。それから専門技術員は、これは試験場なり都道府県に配置するとしても、この人數じゃ問題にならぬ。それから、そういうよ

表題を掲げて日本の海岸保全なんかで
きないと思うのです。ちよつとこれ
じゃ少なすぎるのじゃありませんか、
この予算は、この点についてはどうで
すか。建設省と比較して考えていただ
きたい。

○説明員(林眞治君) 海岸保全の問題
でございますが、海岸全延長に対しま
する漁港区域内の海岸の延長は大体一
八・何％であります。御承知のよう
に、海岸につきましては、建設省、運

輪省、農林省におきましては漁港及び農地、こういふ、ほほ四者で法律に従いまして分担をいたしまして事業を実施しておるわけであります。予算は、御指摘のように、決して十分とは現段階では申せないのであります。数字で見ますと、建設省あるいは運輸省の数字から見まして非常に劣っておる次第でございますが、この海岸保全の重要性につきましては今さら申し上げる必要もないと存じますが、年々海岸保全事業の促進ということにつきましては、私どもも十分念頭に置きまして努力はいたしておるのであります。御承知と思いますが、従来、海岸法が制

定になります。前回は、漁港の立場におきまして、農林省におきましては、海岸の責任といいますが、管理、事業実施の責任を持っていなかったものであります。これは建設省が主として持つておったということでもあります。しかし、漁港区域内におきます海岸保全を要します区域については、漁港管理者が一番関心が深く、また農林大臣としても考えなくてはならぬということとで、法律がああいうふうな形ででき上がったのであります。そこで、倍率といいますが、予算を年々伸ばしまし

た、伸びた結果を見ますと、倍率とい
たしましては努力はいたしておるの
あります。現実の数字はまだ二億四千
万円程度でありまして、十分とは決し
て申せないであります。これはなか
なか、漁港におきましても、本来の
いいですか、主目的である修築事業で
ございまして、あるいは局部改良等
のいろいろな問題もございまして、海
岸保全だけを、倍率はともかくとい
たしまして、現ナマの数字で非常に伸
ばすということも容易ならざる面がござ
いますので、年々われわれの所管を
いたしております他の予算に比べまし
ては伸ばして参りたいということ、
本年は二億四千万円という数字にな
ったわけでありまして、今後も引き続
いて努力をいたしたいと考えております。

○櫻井忠郎君 先ほどから千田議員や
清澤議員からも御質問があったのであ
りますが、水産行政について多少お伺
いしたいのでありますが、私どもの目
から見ると、第一次産業の中で、農業
というものは非常に人間の知恵とい
うものが入ってきいておる。具体的に言
いますならば、果樹といふものを作り出
す、あるいはいろいろな家畜を作り出
す、豚にしる、牛にしる、いろいろな
家畜を作り出す、鶏を作り出す。農業
そのものからいっても、あるいは米な
り、麦なり、いろいろな野菜なり……。
水産というものを振り返ってみると、
一体、人間のほんとうに頭脳で作
り出したものは何があるか。ただ、自
然が作る、自然にできる魚族をどうし
てつかまえるか、そしてそれをどう利
用するかという程度、極端な言い方を
すれば……。それからどうも一歩も出
ていなかった。私は、極端な言い方を

すれば、魚族に関する限り、人間が作
り出したものは金魚だけではないかろ
うか、あとは何にもないじゃないか。た
だ自然の力を収奪していることだけ
やってきておる。いいかげんに漁業関
係も目をさまして、ほんとうに人間の
英知といふものを働かして、人間の
ためになる魚族の改良とか繁殖とかい
うことにもっと突っ込んでいかなけれ
ば、さつき千田議員もおっしゃったの
ですが、漁業といふものは壊滅してし
まうという感を深くするのです。そう
いう面でも、もつとこの行政、また、
それに伴う予算といふものをさうい
う面に強く考えていかなければならぬ時
代が、これはもうお過ぎますけれど
も、それでも今からでもいい、もつと
力を入れていった方がいいのではない
ろうかという考えを持っておるのであ
ります。先ほど、たとへばこれは清澤
議員は釣が好きだからさういふ点も多
少あって内水面のこともおっしゃった
かと思うのですが、私もあの点、非常
に同調をするのです。ただアユの問題
とどうだとか、こういう点でほとんど
予算面では力が入っていない。水産庁
長官は、内水面に力を入れてもそれは
遊漁につながるからだ、こういうよう
なお話もあって、私は非常に考え方が
違う。もつと内水、内陸の水面の資源
的な活用という点に本質を置いて考え
るならば、それが遊漁につながるのと
どうしようもそれは枝葉末節のこと
じゃないか、こういう気がいたしま
す。先ほどもお話に、ソウギなん
か、利根川の流域にですか、入れてく
るという話も聞いたのですが、これは
一つのいい方法だと思えます。従前、
日本ではソウギは生殖能力がなく

なつてしまふ、揚子江その他ではある
が、日本に持つてくると生殖能力がな
くなるという話を私は古く聞いておっ
たのですが、今それはどういふふう
に——あるいは技術改良で生殖能力が
できてきたのかしらませんが、いずれに
いたしまして——私の申し上げるこ
とは、もつと人間の知恵といふものを水
産の増殖、生産、品種改良、こういう
面に注ぎ込んでいけないうか。もちろ
ん根本的に違ふことは、畜産にしろあ
るいは農業にしろ、それはそのものを
人間が拘束してやっていける、人間が
どこで飼育しようとか拘束してやって
いけるけれども、魚はそれはできない
じゃないか。特に海に棲息する魚はよ
そへ逃げていってしまう、こういうよ
うな気持もあるかと思ひますが、それ
はそれでやり方は私はあると思う。淡水
水魚だけではないに、鹹水魚だって私は
方法はあつたんじゃないかと思うので
すが、さういふ点についての水産庁のお
考えをまずお伺いしたい。

○説明員(林田悠紀夫君) 櫻井先生が
おっしゃいましたように、水産という
のはやはり今まで天然資源を対象にし
ておるものというふうに考えられてお
りまして、特に水産の試験研究におき
まして、さういふ天然資源がどうい
うふうに移り変わっていくかとかい
ふふうな資源の研究が主体をなしてお
つたわけでありまして。従つて、増殖能
につきましても、なお研究の面におきま
しても十分でない点がございまして、
これにつきましても、だんだんさうい
う方向に進んでおりまして、たとへば
瀬戸内海に水産研究所がありますが、
こういうところにおきましては、さう
いう新しい知識をもつて増殖能の方向

に進みつつあるわけでありまして。ある
いはまた淡水水産研究所というの
があります、これもさういふ方向で進
んでおりまして、次第に増殖能という
ことが重要視されるようになって参つ
ておりまして、最近ではあちこちでハ
マチの養殖が進んでおりますし、ま
たエビの養殖も行なわれようといふ
うな段階になってきております。今回
の予算面におきましても、先ほど長
官から申し上げましたように、ソウ
ギを取り入れたら、新しい面も出
ている次第でございまして、特に沿岸
漁業振興の漁場改良、造成及び種苗対
策事業といふのは相当程度ふやしてき
ておる次第でございまして、やはり沿
岸漁業といふことは、今後都市工
場が発達するにつれて、漁場が次第に
荒廃する傾きにありまして、何として
もそれを最小限度食い止めていくとい
うことが今の至上命題になつてい
る次第でございまして、単に食いとめるだ
けでなくて、なお、さういふ増殖能を
進めていくといふことで、ぜひ今後も
やるべきでございまして、さういふ
る次第でございまして。

○櫻井忠郎君 林田部長の御答弁を聞
いてみると、まことにうづつぱで、どう
も言葉だけからいふとその通りだと思
ひますが、その言葉が行政の上にと
う具現されているかといふと、私はほ
んどどう問題にならないように思ひ
ます。もちろん、瀬戸内海でハマチ等
の養殖をやっていることも知つており
ますけれども、国が一体どの程度さう
いふことに力を入れているか。私はこ
れは知らないのかもしれないが、こ
れはほとんど民間の漁業組合でやつ
てゐる。もちろん、イセエビの人工孵化

養殖といふことは、これはどこかの水
産試験場でありまして、非常な成功を
おさめたことも承知しております。林
田部長のおっしゃるような考え方が、
ほんとうに水産行政を担当しておられ
る方が本気でさういふ考え方でやつ
ておられたんなら、私は何も言うこと
はないのですけれども、あなたの言葉
がそのままだと行動の上に出てい
くといふことではないと、私は口頭禪
に終つてしまふのだと、さういふこ
とを申し上げたい。

○説明員(林田悠紀夫君) 現在、私
たちの漁政部に振興課というのがある
のでございまして、これを中心にいた
しまして、特に櫻井先生のおっしゃるよ
うな養殖面を伸ばしていくといふこと
をぜひやりたいといふことで、今検討
させておりまして、三十六年度の予算
にはこれを要求したいといふことで計
画を練つておる次第でございまして。ま
あ、口頭禪に終わらないように、でき
るだけ努力をしたいと思つておりま
す。

○清澤俊英君 内水面の問題はだいたい
櫻井さんがやつて下さつたからいいと
しまして、こゝに水産物の流通改善並
びに価格対策として、先ほどの説明を聞
きますと、価格調整としてのスルメの
買上保存ですか、それから大衆魚のサ
シマの対策といふものを少し考えられ
ておるだけですが、大体中央市場法を
中心にした組織において水産庁として
は大体どんなふうに通商の改善に對し
て市場のあり方を考えておられるの
か。聞きますと、農林水産品中央市場
調査会が最近結論がまとまつて、法
案化して出ると、さういふのですが、
そこで一番問題になつてゐるのは、漁

業市場のあり方じゃないかと、こう思っているんです。現在、聞きますと、最近でも中央市場へひどいときは何百トンの——何百トンではないですが、六十車ぐらいの貨車が詰まって、それはけけないでおる。大部分が中央市場へ集まって、中央市場から地方市場へ行く、こういうような傾向が非常に強く出ている。それらを水揚市場の人たちに言わせれば、結局地方市場が非常に弱い、信用度が少ないので、従いまして、信用度の強い中央市場へ一応集まってそこから再び逆戻りして地方市場へ廻る、こういうやり方はどうも魚類の鮮度を落とす価格を引き下げて、結局漁獲物の正常な流通体系じゃないんだから、少なくとも漁業市場としては地方市場を一県一カ所ぐらいを非常に信用度の高いものを作ってもらう、こういう制度ができれば無理して何十車の魚が中央市場へたまってそれがスムーズにはけけないというようなどことなく直ちに地方市場へ連絡をとって直送することができると、こういう空気が広くに強く出ておりました、地方市場法と中央市場法とを分けてそうして地方市場の完備を期したいという希望が非常に多いんです。これらに対して、水産庁としては何か考えておられるのかどうか。最近の様子としましては、ややともすれば、流通の全過程を、独占的な大企業資本家が、将来におきまして中小漁業とも申しますか沿岸漁業等を中心にした漁業物を沖で買い上げたり、あるいは今、大河原君が説明しましたような方法で漁獲さすも独占していいとする。従って、流通過程における大資本の進出というものは、築地市場などにおきましては大部

分大資本が入っているのじゃないか。三井不動産あるいは大洋漁業というような大資本が中央市場の卸売市場の経営に当たっているのじゃないですか。こういうようなものを考えますとき、これは将来における漁業全般の価格対策として私は重大問題じゃないかと思う。そういうような点にどれまでお考えになっておるか。ここに言われる水産物流通改善並びに価格対策なるものが、わずかにスルメの余剰分の買上保存によって価格調整をしたい、サンマの加工その他の方法によって価格調整をするぐらいのことでありまして、私は、実際の漁民の水揚げと所得がなかなかマッチしてこないのじゃないかと思う。こういう点に対して、どれくらい考えておられるのか。あるいは、調査費の、そういう流通調査費くらいは考えられると思う。今、農業におきましては、もう農業の四大柱ともいいますか、その柱の一本として流通の問題というものはもう漁業政策の、農林政策の中心として、柱になっております。価格のことを考えてやらないで、とることばかり考えたってこれは何の役にも立たないと思ふんです、漁民のふところから見ますれば、これが、まあ第一点。

その次は、いろいろこれを見まして、魚を取ること、買うこと、いろいろ漁獲上の問題を問題にしておられるようでありまして、最近片柳さんが漁連の組合長になった。ぼちぼちわれわれに語られるところは、もう今の漁民を相手にしてはいかなる法律を作つてこれを擁護しようとしてみて、これは問題にならない。結局すれば、漁民自身の成長ですか、いわゆる漁業の民主化がどうしてもと進んでいかなければ、漁業調整法を作つてみて、何をしてみたいところがそれは問題にならぬと言つておる。そういう点に対して水産庁はどう考えておられるか。何事をやつてみても、これは人間が中心になる。今の漁調法で完全な漁村民主化が進行しているでしょうか。漁調委員会がもう数回行なわれておるが、ほとんど問題を残しつつ旧態依然たる者が委員になつていっているんじゃないかと思うんです。こういう点に対してはどういう指導をせられようとしていいるのか。この二点、一つ……。

〇説明員(林田悠紀夫君) 水産物の流通改善対策につきましては、御指摘のように、本年度は予算の面におきましては、前年度を踏襲しておる程度でありまして、まことに進展を見ていないことは遺憾に存じておる次第でございます。この流通対策というものは非常にむずかしい問題でございます。ことにアジ、サバとか、あるいはサンマとか、そういうふうな多獲性の魚類が一度に陸揚げされるといふことによりまして、その輸送の問題あるいは冷蔵の問題あるいは価格が、そういうことによりて低下していくというふうないろいろな原因がこの多獲性魚類について起こつて参りました。この解消につきましては、まあ相当広範に考えざるを得ないというふうに存じておるのであります。それで、まずスルメとサンマにつきます。現在、現在やっておるような漁連で保管をさせまして、それに利子補助をやつて価格を維持するといふ方策をとつておる次第でございます。それで三十四年度におきましては、割合価格がよくつて、あまり保管しなくても

いいようなことになったのであります。が、特にサンマの調整につきましては、一度に陸揚げされると価格を低下させますので、まず魚を取る方面から調整していくことを考えまして、各漁船に市場の状況を到々通報いたしまして、価格の状況を知らしめて、どこへ陸揚げしたいのであらうかというふうなことを知らせました。あるいは休む日を設けて、一度に陸揚げされるといふのを防ぐとか、そういう生産面からの対策もつたのであります。そういうことにもよりまして価格が三十四年度は比較的良好維持された、こういうふうなことになつておる次第でございます。

それから流通の調査につきましては、これは別途官房へ委託をする調査費を持っております。八十二万円でありますが、陸揚げされてから、どういふ魚についてどういふ都市にそれが流れていくか、その流通経路を調査しております。価格面あるいは流通面につきましては現在調査を実施しております。その結論も出てくるかと存じております。官房でなくて水産庁の流通改善の経費で調査をいたしております。

それから市場の制度の問題でございますが、これはまことに恐縮であります。が、私、実は市場制度の方は担当いたしておりますので、あとからその担当している部長に参らせまして御説明を申し上げさせたいと存じます。

それから法律をいろいろ作りまして、この漁村における人の問題が解決されなければ漁村がよくならないといふのじゃないかというふうな御指摘で、まことにこのこともござります。

が、これにつきましては、やはりこの水産業の改良普及という方面から漁民をよくしていくというところを水産庁としましては考えている次第でございます。まして、水産業の改良普及と申しますのは、専門技術員は、たとえば漁船のエンジンの技術とか、あるいは増殖、養殖の技術を教えることになっておりますが、その他の技術については、たとえば魚の一本釣をするというふうな技術、そういうふうな漁業の技術はむしろ漁民の方がよく知っているといふふうなこともあるわけでありまして、技術そのものを普及していくという面よりも、改良普及員の普及の方法としましては、漁民にグループを作らせまして、その漁民がいろいろ考えて、いかにしたら総合的にその漁業をよくなっていくであろうかというふうな、考え方を養っていくというところを主眼にして、改良普及制度を運用していろいろの次第でございまして、そういうものを通じて漁村の民主化なり、あるいは漁村の考え方をよくしていくという方向へ持っていくという指導をしていく次第でございます。

〇委員長(堀本宜実君) 他に御質疑もなければ、本件についてはこの程度にとどめます。

午後一時半に開会いたします。

それでは休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後二時一分開会

〇委員長(堀本宜実君) 午前に引き続き委員会を開会いたします。

午後は林野庁及び食糧庁関係の予算並びに施策について説明を聴取いたします。なお、説明は一件について二十

分以内に願うこととし、質疑は以上の説明を終わつた後にお願いをいたします。

○政府委員(山崎實君) 林野庁関係の予算並びに政策の主要な点について御説明いたしたいと思います。お手元に昭和三十五年度林業関係予算一覧表という表がありますので、それをご覧願ひながらお聞きを願ひたいと存じます。

昭和三十五年度の一般会計の林業関係予算は、前年度当初予算額に比べまして二十五億円の増加要求となっておりますが、この内容につきましても概要を説明いたしたいと存じます。

まず、三十五年度予算の第一の重点であります公共事業の拡大であります。要求総額百三十一億五千万円でありまして、前年度の当初の成立予算百六億四千二百万円に比し二三%の増加となっております。また三十四年度第三次補正予算として林野関係災害復旧費等で五千四百万円が計上されておりますが、この額を含めた補正後の林野の公共事業費百十六億九千一百万円に對比いたしまして、一一・三%の増額要求となっております。

この大要を申し上げますと、まず第一点は治山勘定の創設であります。これによりまして直轄事業、補助事業を通じて一元的に事業を行なうこととなり、事業量も拡大されて五カ年計画で五百五十億円、すなわち十カ年計画で千三百億円が確保される予定となつたのであります。この計画は、建設省と共同で本国会に提案、御審議を願ひ予定の治山治水緊急措置法が成立しました際には閣議を経て正式決定の運びになるものと考えておりますが、この計

画によりまして、昭和三十四年度末荒廃地三十一万九千ヘクタールのうち緊要なものをから復旧または防止を行ないまして、五カ年間に約その三割を、十カ年間で約七割を実施することができまして、十年後には比較的安定しておつたと認められます。昭和初期の山地の状態に復するといふ林野庁の構想がおおむね達成できるものと考えられます。

次に、昭和三十五年度の治山事業計画であります。民有林治山につきましては、前年度当初の六十六億円に對しまして、八十七億円と事業量は三三%増加いたしております。この事業費から五カ年で五百五十億円を達成するためには、年平均一二%の伸びが期待できるわけでございますので、治山事業の計画は年とともに拡充いたしまして、昭和三十四年度の災害の復旧の促進はもとより流域保全上大きな成果を期待できるものと存じます。

なお、国有林と民有林の総合的計画の遂行に資するため、国有林事業特別会計の中に治山勘定を設けまして、一般会計と区分して民有林直轄治山事業と補助事業にかかる補助金交付に関する経理を行なうこととした次第であります。

この事業実施に必要な資金は、一般会計から治山勘定への繰り入れによることといたしまして、農林省所管におきまして五十三億三千万円、総理府所管北海道分三億三千三百万円、同離島分三千五百万円、労働省所管特別失業対策関係一億二千五百万円、合計いたしまして、五十七億九千六百万円がそれぞれ国有林野事業特別会計治山勘定へ繰り入れられることになっております。

なお、つけ加えて申し上げたいと存じますのは、三十四年度の七号、伊勢湾台風等により発生しました荒廃林地の復旧については、被害激甚であつて、財政力の貧弱な地方公共団体が施行する三十五年度分に対しても、地方債の起債及び元利償還金につき、基準財政需要に算入する特別措置を講ずることといたしてあります。

次に、造林事業であります。前年度補正後には比べまして、二億五千八百萬円の増額を行なつて、拡大造林の事業量の拡大をはかり、また前年度におきまして、国有林野事業特別会計から一般会計繰入額を引き当ていたしまして、農林漁業金融公庫に出資を行ないまして、融資枠を増加し、融資条件を緩和して融資造林の拡大をはかったものであります。三十五年度も同様の繰り入れ措置を行ないまして、引き続き実施することとなっております。

林道事業につきましては、奥地林開発に重点を置き、長期計画に基づいて千二百六十二キロの林道開設を行なうこととしまして、前年度補正後予算額に比し、二億九千三百万円の増額を計画し、新規事業である老朽木橋の永久橋へのかけかえを内容とする林道改良事業を含めまして、二十四億一千万円を計上いたしてあります。

第二に一般行政費について申し上げますと、山村経済振興及び林業経営の合理化促進であります。山村経済振興については、森林組合の育成強化が急務でありますので、森林法に定められている常例検査を通じての指導及び不振組合に対します特別指導を継続するとともに、新たに

組合の経営基盤確立のため合併を促進することとして、二百組合を対象に合併奨励金の交付を行なうことといたしました。

また、林業経営合理化促進に對しましては、国及び都道府県の試験研究機関と密接な関連を持った林業普及指導事業の推進がきわめて重要でありますので、試験研究の拡充をはかるとともに、林業改良指導員七十八人の増員、オートバイ整備費の増額等林業普及指導事業の充実をはかるとともに、新たに都道府県林業試験指導機関に林業青少年研修、林業技術展示等に活用できる技術普及設備を設けることといたしました。所要経費の一部を助成するため三百七十五万円を計上いたしております。また、振興局所管農村振興費中に、青少年研修のための旅費を補助する計画で百九十万円を計上いたしておるのであります。

さらに、林業経営の指針ともなりまします森林計画関係経費も充実をはかり、森林区施業計画編成に当たり、航空写真新規撮影二十万町歩を新たに計画する等、その精度向上に努め、成果の向上を期してあります。

第三に、山村農家の所得の安定向上をはかるため、薪炭対策を拡充強化いたすことといたしまして、前年度より引き続き、木炭生産合理化及び木炭出荷調整事業の充実をはかつてあります。このうち、木炭出荷調整事業は、ほぼ前年度同様の規模となっておりますが、実施県に対する事務費の補助を新たに計上し、事業の円滑な推進を期しております。また、木炭生産合理化対策は、引き続き指導費、指導器材整備費の助成を実施することといたしてあり

ますが、特に三十五年度は、生産性向上のため、改良がまへの転換及び切炭生産に移行する指導を新たに実施することとしてあります。

また、最近の木炭原木の供給が、パルプ材、チップ材等の原木と競合度を深めている里山地帯において意のごとく進展しない傾向にかんがみまして、製炭現場の奥地移行を考慮しなければならなくなつた現状から、系統機関等の団体に対しまして、木炭簡易搬送施設の助成を行なうこととして、三十五年度において二百五十セト一千万円の予算を計上いたしてあります。

これにより、製炭従事者の奥地移行による不利益をカバーすることともに、反面系統集荷を促進し、製炭世帯の所得の増大をはかることとしてあります。

以上のほか、治山対策の一環としての保安林整備計画の実施につきましては、前年度より計上した保安林損失補償経費の拡充をはかるとともに、新たに新生荒廃地周辺地区の保安林指定を恒常的に実施し、国土保全の全きを期することとして、指定調査費二百万円を新たに計上いたしてあります。

また、造林事業に関連し、優良苗木確保対策は、指定母樹等よりの公營種子採取の事業量を拡大するとともに、三十二年度から実施しております林木品種改良事業を継続実施して、造林事業の効果向上に支障なきよう計画してあります。

なお、森林資源保護の面から、森林保護の経費を増額しておりますが、特に前年度発生しました災害により風害を受けました地区に対するマツクイムシ駆除経費を計上いたしますとともに

に、新たにイノシシによる被害防除のため、イノシシ捕獲さく設置の助成を計画しております。

一般会計の歳入予算については、格別御説明申し上げる点もありませんが、前年度におきまして国有林野事業特別会計から十億円の繰り入れを行なうて、造林融資の拡大等の引き当てといたしましたが、三十五年度におきまして同様十一億円を一般会計に繰り入れることといたしております。

これによりまして、一般会計より農林漁業金融公庫へ出資七億円を行ない、残り四億円は治山事業の事業拡大へ振り向けられることとなっております。

以上、簡単でありますが一、般会計予算の概略についての説明を終わりたいと存じます。

次に、国有林野事業特別会計予算につきまして、主要な点を申し上げますと存じます。前に申し上げましたように、従来一般会計で行なうて参りました民有林治山事業を国有林野事業特別会計の中に併合して、治山勘定を設けることになり、従来の国有林野の事業は国有林の治山事業も含めて、国有林野事業勘定として区分して経理することとなったのであります。

治山勘定の予算、事業規模等につきましては、前に申し上げましたので、国有林野事業勘定の予算の内容について簡単に申し上げることといたします。

本勘定の総額におきましては、歳入において五百六十一億四千八百八十万円、歳出におきましては五百七十二億四千八百八十万円でありまして、昭和三十四年度当初成立予算と比較いたしますと、歳入において三十億九千八百

六十三万五千円、歳出において三十一億九千八百六十三万五千円の増加となっております。

この予算は、前年度に引き継ぎまして、国有林野の林力増強をはかるための拡大造林を中心手段として策定されました経営計画における昭和三十五年度の収支と事業量に基づいて編成されたものでありまして、これを伐採量についてみますと、国有林の伐採総量は六千六百七十四万二千石となりまして、前年度の六千五百二十五万七千石に對しまして百四十八万五千石の増加が見込まれております。

生産力増強計画の推進であります。これは、前年度に引き継ぎ、より一そう強力な推進をはかることとしたとして、造林については、拡大造林に必要な計画量の完遂と確実な保育の実行に、林道におきましては、奥地林の伐採、更新を計画的に行なうための自動車道の新設改良に重点を置いております。

また、国有林の新しい事業として、公有林野官行造林事業等のほかに三十四年度からいよいよ民有林協力事業が実施されておりますが、昭和三十五年度におきましては、引き続き関連林道事業について八億四、新炭林改良、共用放牧草場改良、海岸林造成につきまして一億五千万円を計上し、また、林木育種支場の二カ所増設をいたします。ほかに、新規事業といたしまして、民有林用の優良種子採取とその貯蔵施設の建設、経費四千五百万円でありますが、これを計上いたしております。これは、種子の凶作時に對処いたしまして、備蓄用の種子を国有林で採取貯蔵して凶作時において民有林造林

用として供給するためのものであります。現在、民有林用種子は、その系統管理の必要性から、その大半を都道府県の出資採取を建前として、その採取費の四割は国庫補助によって行なわれておるのであります。種子の結実率は、年により豊凶の差はなほ大きく、また、府県の採取能力などの現状から見ると、本事業もまた民有林協力事業として相当の意味のあるものと期待するものであります。

なお、さきに述べましたように、剰余金十一億円を一般会計に繰り入れまして、うち七億円は、三十四年度と同様に民有林の長期造林融資に充てるため、農林漁業等金融公庫に出資することといたしておりますが、これは、三十四年度の損益、収支決算の見込みから見て、特別会計法第十二条による繰り入れは行なえないので、とりあえず臨時特例として法律を制定しまして、三十五年度に限り、持ち越し現金をもつて一般会計へ必要な繰り入れを行なうことといたしました。このことにつきましては、国有林野事業経営の立場と、民有林協力の立場との相互の関連におきまして、三十六年度以降に必要とするべき対策を緊急に確立する必要があると、関係行政機関の職員と、林業団体関係及び学識経験者をもつて構成します審議会あるいは調査会となるかとも思いますが、これを設けまして、この問題を審議いたしまして、その答申に基づいて今後の方針を決定する予定であります。このための必要の経費も計上いたしておる次第であります。また、国有林野事業はわが国林業の中核といたしまして、関連

産業また農山村の地元経済にますます大きな地位を占め、その経営のあり方については各方面の関心と、その合理的運営が要請されておる現在、林野庁といたしまして、先に民間有識者による国有林経営協議会を設置し、国有林野事業の複雑多岐にわたる事業経営、予算等の主要な問題について、専門的かつ総合的な視野に立つての検討を行なうておるのであります。今後さらにこれら諸問題の基本的事項についての調査研究を基礎的、恒常的に進行することの必要が痛感されますので、所要の経費を計上いたしまして、調査研究を進める考えであります。

なお、林力増強に對応いたしまして、北海道にとりあえず三十五年度におきまして三つの営林署を増設することとしたし、かつ営林署長の最近の事務の繁忙の状況にかんがみまして、営林署長を助け、重要事項を整理するための管理官——仮称であります——を各営林署に設けて、事業の運営に資していくというふうに考えておる次第でございます。

以上をもちまして、林野庁関係の予算の概要の説明を終りたいと存じます。

○委員長(堀本宜実君) 次に、食糧庁の御説明を願いたいと存じますが、食糧庁長官は本日米価審議会小委員会が開催されておりますので、かわつて家治食糧庁経理部長から御説明を申し上げます。

○説明員(家治清一君) 長官にかわりまして食糧特別会計の来年度予算案の概要を御説明申し上げます。お手元にお配り申し上げました資料に基づきまして、大まかに御説明申し上げます。最初に、これは御案内のこととござ

いますけれども、食糧管理特別会計の勘定区分を申し上げます。これは三十三年度から六勘定区分が設けられまして、その内容はすでに御案内の通りでございますが、念のために申し上げますと、内地米を管理します国内米管理勘定、それから内地米を管理します国内米管理勘定、輸入食糧を管理します国内米管理勘定、この三つを合わせた食糧管理勘定といたしまして、農産物等安定勘定というのがございます。これは農産物価格安定法に基づきまして価格支持のための重要農産物を買い上げ、売却する仕事と、それから飼料需給安定法に基づきまして輸入飼料を政府で一手に扱う、こういうこと、こういった仕事を執行する勘定でございます。そのほかに調整勘定と業務勘定がございます。調整勘定は今申し上げました国内米、国内米、輸入食糧、この三つの勘定の損益を調整する勘定でございます。業務勘定は食糧特別会計を運営いたします事務費あるいはサイロ、倉庫をうけた一般の、共通的な業務運営を管理する勘定でございます。そういった六勘定区分に基づきまして予算が編成されております。順次この資料に基づきまして御説明申し上げます。

第一に国内米関係でございますが、国内米管理勘定におきましては、前提として、米の管理は現行方式を継続する、それから三十五年産米の政府買入れ価格は百五十キロ当たり、つまり一石当たり一万三千三百三十三円といたしまして、消費者価格は現行価格と

するということになっております。なお、集荷計画といたしましては、三十五年産米の集荷は五百十万吨——これは三千四百万石ベースでございますが——といたしまして配給数量はキロ建て配給を継続いたしまして、当分月一入当たり六キロ配給を継続するという建前になっております。ここでいわれる予算米価——政府の買入れ単価でございますが、これを一万三千三十三円といたしましたのは、これは御案内のように、従来は、予算米価は一応パリテイという考え方に基きまして計上しておったのでございますが、三十四年の米価決定のとき以来生産費並びに所得補償という考え方を取り入れた米価決定が行なわれておりますので、従来のようなパリテイ方式に基づく予算米価は作りにくいということもございします。一応米価水準というのを考えますときに、三十四年産米の決定米価の数字であります一万三千三十三円というこの数字を予算要求へ当てはめたのであります。なお、集荷計画は五百十万吨と申しますのは三十五年を一応平年作と見まして、平年反収を前提といたしまして予想いたしました作況は七千八百五十万石ぐらいだろう、こういう推定のもとに政府の集荷見込量を算出したました三千四百万石、五百十万吨と見込んだ次第でございます。

次に、国内麦管理勘定について申し上げますが、国内麦の買入れにつきましては、やはり現行方式によることを前提といたしまして、その政府買入れ価格は、これは法律の定むるところに従いまして、パリティ方式によって予算麦価を計上いたしております。

採用いたしておりますパリティは、昨年十月予算編成のときにわかつておりました一番近い時点のパリティであります。国内産麦の買入れ計画といたしましては、百三十一万トンを予定いたしましたしておりますが、この数量の基礎もやはり平年の反収を見込みまして、それに對しまして政府に對する売り渡し率を三十三年と三十四年の売り渡し率を平均したものを掛けて算出してあります。と申しますのは、これは昨年は麦は非常に豊作でございまして、豊作の分は、これはもちろん政府への売り渡し増となつて現われておりますので、三十四年だけをとるといたしますと、その率は實際よりも高く出るのではないかというよりなことを考えまして、三十三年、三十四年の両年を平均した政府売り渡し率を適用して算出したのでございます。内麦の政府売り渡し価格は現行水準としております。

それから次に輸入食糧管理勘定でございしますが、ここで扱います外国米、あるいは外国麦につきましては、これは全体としての麦の需給あるいは全体としましての米の需給というものを計画いたしましたして、その中から国内米あるいは国内麦で供給する分を差し引きまして、その残りの必要な数量を輸入に仰ぐという建前で算定をいたしております。価格につきましては、これは最近の実績と、それから今後の海外の市況というものを勘案いたしましたして算定をしておる次第でございます。

ここで数量を、これは各勘定のところでも集約してございますが、ざつと申し上げますと、外米の輸入はこれは準内地米、普通外地米それから碎米合わせまして二十五万六千九百トン、

約二十五万七千トン。それから輸入の小麦は二百二十万七千トン、大麦は十四万二千トン、こういうものを輸入予定量として計上しておる次第でございます。

なお、農産物等安定協定につきましては、カンシヨあるいはパレイシヨ、こういう価格支持のためのカンシヨ澱粉、カンシヨなま切りほし、パレイシヨ澱粉それぞれの政府買い上げの量、それから菜種対策、これも政府の必要な買い上げ量を計上しておるのでございますが、これは御承知のように、第一段階としましては、民間における自主調整を期待いたしまして、その自主調整

が、うまくいかなくて政府の支持価格を割るというような形になりました場合に、必要な買い入れを行なう、こういう建前で計上しております。テンサイにつきましても、従来の方針を継続いたしましたので、工場新設した当座の分につきまして買い上げを行なう、こういう前提でございます。それからえさにつきましては、飼料の需給計画の必要から畜産の振興と関連づけて必要な量の

政府の輸入を行なうのでございますが、三十五年度におきましては、ふすま、大豆の需給操作というものに重点を置いて計上をしておるような次第でございます。

次に、食糧の損益の關係を御説明申し上げます。

国内米、国内麦、輸入食糧、これを
合わせましたものを食糧勘定と申すの
でございますが、これの損益を見ます
と、三十四年度の損益見込みを最初申
し上げますと、これは九十三億の赤字
の見込でございます。三十四年度予算
では、当初は二十八億の赤字を見込ま

れたのでございますが、これが実際にやってみますと、今の段階で見込んでみますと、九十三億円の赤字になる見込みでございます。内容としましては、国内米の赤字が予想より大きくなっ

た。これは主として米価の、決定米価が予算米価よりも上回ったことと、それから買い入れ量が予定の予算では三千二百万石ということでございますが、今の段階では三千七百五十万石は集荷できるという見通しで五百五十万石もふえるという前提、そういう見込みからする損失の増でございます。国内麦も相当損がふえておりますが、これも実際のワクからこれは買い入れ価

格と売り渡し価格との逆ざやが開いて参りましたことと、それから予想しました買入れ量が二十万トンばかりもふえた。予算では百二十七万トンぐらのつもりであったが実際では百四十九万トンの買入れになったということに基づく赤字の増でございます。

輸入食糧は損益全体としましてはややふえておるのでございますが、これは量が減っておりますけれども、買いつ

け、単価等の低下によりまして、輸入米は若干減りましたけれども、輸入麦の方はふえました。関係で益が当初見込みの百六十一億に比しまして二百一億と若干ふえていますのでございますが、こうした損益を調整しまして、三十四年の見込みとしましては九十三億円の赤

それから三十五年の先ほど御説明申し上げました事業規模に基づきます損益を計算いたしますと、やはり国内米におきましては昨年以上の損が見込まれます。百九十八億の損。国内表におきましては百十六億の損。輸入関係で二

百六億の益を見まして差し引き百八億の損を見込まれているのでございませう。それでこういった食糧勘定の九十三億、あるいは百八億という三十四年、三十五年の損をどうするのかということこ

とににつきましては、お手元の資料の四ページ目の所に調整資金増減というところを見ていただきますと出ておるのでありますが、調整勘定に調整資金というのがございます、これが三十二年度に百五十億繰り入れてもらいましたけれども、その当年度の決算上の損六十八億を取りくずしまして、三十三年度の期首におきましては八十二億の調整資金があったわけでございますが、

三十三年度決算の結果、食糧勘定が二十四億の黒字を見ましたので、八十二億の調整資金が百六億というものにふえて、それが三十四年度の期首に持ち込まれたわけでございますが、その百六億から先ほど申し上げました三十四年度の損の見込みの九十三億を差し引きますと、十三億が三十四年度末の調整資金の残ということになって、三十五年度の期首に持ち込まれるわけでござ

います。それに対して三十五年
予算案におきましては一般会計から百
億円の調整資金繰り入れが予定されて
おりますので、この百億円を足します
と百十三億円に相なります。それでか
りに三十五年度の見込み損百八億をそ
れから取りくずすといいたしますと、五

億円調整資金が残るといふ計算でござ
います。それからそのほかに農産物等
安定勘定がございますが、その安定
勘定の損益をもう一ぺん三ページに
おいて御説明を申し上げますと、こ
れは三十四年度の末の見込みでは農産
物で十四億円の赤、テンサイ糖が二十

五億円の黒、えさが五億円の赤ということになりまして、差し引きいたしますと六億円の黒字になるのでございませうが、ただこれは三十三年度末の、三十三年度の決算におきまして農産物等安定勘定の損失が三十四億円出ているのでございませう。従いまして三十四億円の損失を三十四年度がかぶってありますので、それを消すためには一般会計から二十八億円を受け入れまして、今御説明しました六億円の黒に足しまして三十四億という形になっておるのでございませう。それでこの一般会計より二十八億円受け入れるということになっておりますのは、これは十億円は当初予算で、三十四年度の当初予算で繰り入れられておるわけではございませうが、今御審議願っております第三次補正によりまして十八億円を一般会計からこの農産物等安定勘定へ繰り入れをするということになっておりますので、それを見込みますと二十八億円になるわけではございませう。そういうことによりまして三十四年度末の農産物等安定勘定の赤字は消す、三十五年の見込み赤字といたしましては、農産物で七億、えさが六億、テンサイ糖に一億の黒字が出ますので、差し引き十二億赤字が予想されますので、それに対応して一般会計より十二億円の繰り入れを行なってそれを帳消しにする、こういう内容になっておるのでございませう。

それから六勘定がございませうが、その六勘定の勘定間のダブリを整理いたしました。食糧管理特別会計の全体としての歳入歳出規模は、三十五年度におきましては九千六百三十億円となる

のでございまして、これに伴います食糧証券の発行見込み高、これは年度末現在の見込み高でございませうが、つまり三十五年度末現在におきましては三千六百十五億円になる予定でございませう。

あとは各勘定につきましましてざっと御説明を備考その他でしてございませうので、これは省略させていただきます。

以上をもつて御説明を終わります。

○委員長(堀本宜実君) ただいまの説明に對し、御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○櫻井志郎君 最近、まあ貿易自由化の問題、大へん問題になっておりますが、パルプ等も、私はよく知りませんが、自由化されるのであります。まず第一番……

○政府委員(山崎齊君) パルプにつきましては、実はこれが通産省の所管になっておりますので、農林省といたしましてこれをどうするということうな立場にはないのであります。私たちがいろいろ関係の方面から聞きました結果を申し上げますと、まず第一に、人絹、スフ等の原料となる溶解パルプの方が自由化されるということが早いのではないかと、紙におきましては、その後の問題として自由化の問題が出てくるのではないかというふうに予想しておるのであります。その具体的な日時その他につきましては、まだ通産関係の方におきましてはつきりした具体的な計画は立っていないというふうに承知いたしておる次第であります。

○櫻井志郎君 林野庁の長官のお話で、まだはつきりしていないということでありませうし、新聞紙上等でもまだ

はつきりした記事も私見ておらぬのですが、ただ心配されることは、人絹用の、何というのですか、溶解パルプというのですか、これが相当自由化されて安い価格で入ってくるというようなことになる、いろいろ波及するところがあるのではないかと思ひます。

特に林野行政の中で一つの問題点は、造林事業のような、非常に長期の投資を要するようものが先行き不安というようなことで、造林事業が手控えになるというようなことが万一あれば、私は国土保全という点から見ても非常に大きな問題ではなからうかと思ひますが、そういう点についての長官のお考え、どうでしょう。

○政府委員(山崎齊君) お説の通り、溶解パルプにおきましては、輸入品が国内のパルプに比較しまして二〇%近い安い価格であるわけでありませう。パルプ業界全体といたしまして、この溶解パルプを極力生産を抑制いたしまして、クラフトその他の紙パルプ及び紙に設備を大きく転換していこうというふうな考えられておるのが大体の方向であるように考えておりますが、そういういたしまして、紙を含めましてパルプ全体の生産というものが、われわれといたしましては、そう急激に落ちるものではないというふうには考えておりました。これが造林という仕事に非常に大きい支障を来すというようなことはおそろくないのじゃないだろうか、で、これが自由化されました場合には、一時、何ぼかの、もちろん木材業界については、影響はあるものとは考えますが、一、二年の間に、やはりそう影響ないような状態にまた返ってくるというふうな方向に大きくは進む

のじゃないかというふうに考えておるのであります。

○石谷憲男君 その問題に関連してちょっとお伺いしたいと思ひます。が、私も聞いておるところによりまして、自由化された場合に、おそらく国内の、紙パルプ企業で安泰であろうというのが全体の二割くらいじゃないだろうか、全体の半分くらいは、まことに存立が危なくなってくるのじゃないか、こういうことが言われておるわけですが、終戦以来、生産コストを引き下げたために、それぞれの生産工程において合理化をやつて参つた、大体そういう技術的な合理化の面につきましては、いくところまではいっておる、こういうことになって参りますと、やがては、やはり相当な、全体の生産費の中の大きな部分を占める原木価という問題に事柄が決着してくるのじゃないか、こういうふうなことが一応考えられると思ひわけでありませう。そこで、現在の原木価というものは、なかなかやつていけないという問題で、おそらく原木価格を合理的に引き下げるといふ要請が次第に強くなってくる、こういうふうに見ておるわけですが、そういうことに對する林野庁の見解を明らかにしておいてもらいたい。

○政府委員(山崎齊君) パルプ業界といたしまして、この自由化にいかに対処していくかということが現在の段階でいろいろ真剣に検討されておるようには承知しておるのであります。その大きい方向といたしましては、やはり非常に需給という面で窮屈になつてきつた、今後それがさらに急速に進むように考えられます。針葉樹という

ものの消費を極力抑制いたしまして、小径な広葉樹を使ったパルプによりまして、高度な品質のパルプも作つていくということにつきまして、技術面の発展と申しますか、体質改善、あるいは設備の改善というふうなものが、今後積極的に進められていくのじゃないかというふうなわれわれは考えておるのであります。またそういう方向に進まなければ、日本のパルプ業界といふものも、決して安泰なものではないというふうなことをおぼしめて、やはりコストの点から考えまして、針葉樹といふものを使います場合よりも、広葉樹といふものを使うということによりまして、パルプの取得の面におきまして、原木の価格の面におきまして、相当有利になるわけでありませう。そういうことが今後真剣に研究され、また体質改善といふものが積極的に行なわれるだろうということをわれわれは期待もし、また業界もその面に向かつて真剣に進んでおるというふうなことをおぼしめておる次第であります。

○石谷憲男君 もちろんただいま御説明のように、広葉樹に次第に設備を転換していく、そして高度の制品を作つていく、こういうふうな情勢といふものが出てくるに違いないと思ひますけれども、そうかといつて、自由化の波がひたひたと押し寄せてきたときに、それだけの大幅換が一挙にできやうというふうには考えられないということですね。そこで、問題は、現在でもやはり消費の大宗を占めておる針葉樹のやはり私は価格問題といふことを非常にやかましく言つてくるのじゃないか、こういう問題に對する林野庁の対

処策を一つ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(山崎齊君) 針葉樹の今後の価格その他のあり方という点につきましては、従来からいろいろ議論もされ問題点も出ておるわけでありまして、御存じの通り、資源の現在の状態、あるいはまた、それが製材その他一般に使われ伐採しておる状態という点から見まして、今後とも需給の關係というものは好転するというふうには参らぬというふうにわれわれは考えておるのであります。そういう点からいまして、この針葉樹の価格というものを強力なあるいは人為的な施策によりまして引き下げていくというふうなことは、非常に困難な問題であるように思つておるのであります。われわれといたしましては、今後やはり造林等を通じて経営の改善、あるいはまた新しい樹種についての研究の成果を取り入れるというふうなことにによりまして、できるだけ伐採量の増加というふうなことをここではかつて参りました。少なくとも、その安定した価格というものをできるだけ持続できるように方向に持つていかなくちゃならぬというふうに考えておる次第であります。

○石谷憲男君 長期政策としては、お話のような考え方というものはよくわかるのですが、当面問題として、そうすると増産でもつて対応するという考え方はどうですか。

○政府委員(山崎齊君) 増産と申し上げまして、園林等におきましては、林力増強計画を前提にいたしまして、今後の造林、その進み具合というものを考えまして、生産力なり成長量に衰えない、将来とも減少しないという考え方に立つて、現在でも成長量以上の伐採をしておるわけでありまして、この限度をいたしまして、やはり新しい造林面の技術の向上あるいは革新というものがなければ、伐採量というものがふえるというわけには参らぬのであります。現在考えておるところは、大体現在の技術のレベルからいけば最大限であるように考えておるわけでありまして、また民有林につきましても、やはりこれまた伐採の規制とかその他のものが円滑に行なわれるというふうな組織なり行き方になつていないのであります。やはり需要というものの関連において伐採されるという実態にあるわけでありまして、ここでわれわれといたしましては、先ほど申し上げましたような造林、そういうものの技術というものの更新を早急に打ち立てまして、それを見合ひにしたやはり伐採というものを今後いたしまして、生産量の増大に対処していくという方向を考えていかなければいけないと考えておる次第であります。

○石谷憲男君 この問題はまあそれぐらいにいたしますが、さきの臨時国会で、十五号台風を頂点とする昨年多発した災害の根本対策というものに關連いたしまして、治水並びに治山の根本的な対策を確立する、これを実施するといふような答弁がそれぞれの立場の大臣からなされたわけなんです。そこで御案内のように、治水につきましては治水の特別会計というものができると聞いておるわけでありまして、また治山事業につきましては、そういう大方の希望の通りにいかないで、現存する国有林野事業特別会計の中に特別に勘定科目を設けて、それで整備をする、こういうことに落着いたわけでありまして、そこで、一体新しい特別会計というものを治山にも設けてやるべきじゃないかという議論の中心になつた点は、御案内のように、非常に重要な地域というものがあつたわけなんです。その中にある、包含されておるものは、国有林、民有林を問わないで、統一的な方針のもとに、計画的な治山事業の実施を、しかも緊急に実施する必要がある。そのために、そういうものを集めて一体のものとして別の会計で預かつて参るといふことが適當ではないかといふふうに考えておるわけは主として、われわれが、どうもでき上がつたものを見ますといふと、そういう考え方、必ずしも特別に勘定科目を設けたという思想の中にはないように思ふ。まあそこで、一体その非常に重要な対象地域に対する、国有林、民有林を通じての一貫した方針と、しかも計画的な実行というものは、林野庁としてはどういふ方法を通じて確保されようとしておるのか。その辺について明確にお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(山崎齊君) 治山事業をやつていきます場合に、国有林、民有林の所有区分というものを別にいたしまして、いわゆる流域保全という観点に立つて、事業を総合的に計画的に実施していくといふことの必要でありまして、これはお説の通りであります。林野庁といたしましては、重要な流域につきましては、国有林、民有林両者からそれぞれ必要な経費を負担いたしまして、総合的な事業ができるようになつていくことを一つの方法に考えておるつもりであります。

○石谷憲男君 それからこの三年來 国有林野事業の一般民生の協力というところで、民有林振興のために国有林の資金を出してやつて参るといふ仕事をいろいろやられておるわけだと思ふわけですが、そこで今後、従来は関連林道といふ、いわゆる民有林と国有林の草地開発を対象とするような事業にそういう金を出す、あるいは品種改良事業のような仕事に出すといふように限られておつたように思ふわけですが、おそらく今後は、この特別な治山事業のためにそういう金が相当程度回つていくことになるならば、どうもつじつまが合わないように私ども承知しておるわけなんです。そこでいけば、従来の何と申しますか、歳計剰余金というものの相当程度にある、さらに当年度の収入の中にもある程度の余裕が出てくる、こういうものを使つてそういう事業をやる、一体どういふふうな基本的な考え方について、今後推進されようとしておるのか、その辺のことについて一応考え方を明らかにしていただきたい。

○政府委員(山崎齊君) 国有林がその経営の成果をもちまして民有林の振興に協力していくということにつきましては、従来から御承知のように、国有林野官行造林という仕事が大正九年から続けられておるのであります。このほかに昨年からお説の通り関連林道の問題、あるいは林木品種改良、地元対策といたしましての放牧採草地の改良というふうな仕事をやつて参つたのであります。三十五年度におきましては、これらのはかに、カマツ、松等の、造林にとつて非常に重要な樹種であり、またその種子が年によつて相当豊凶の差があるというふうなものにつきましての備蓄用というふうなものも国有林で採取いたしまして、一定の施設を設けて、そこで貯蔵いたしまして、凶作時に民有林関係のものとして放出、売り払いをしていくというものを今後続けていきます。これらのもので、国有林の年々の収入、支出といふものが、また逆に木材価格といふもののあり方によつて大きく変動するといふような関係もありまして、林野庁といたしましては、今後長く経常

でなくては何かのものもありまじょうが、木材というものをどどんつぷしして砂糖を作る、こういうことになりまじょうと一体どういうことになりまじょうか。

○政府委員(山崎實君) 木糖という事は御存じの通り、現在パルプとかあるいは製材等に使用されております。形のあるものは価格の資材を使用するということでは、この仕事は採算的に非常にむずかしいというふうに考へておりました。やはりこれの資材といひましては、薪炭材に現在使つておるような非常に低級の小さい、また品質も落ちるようなものを使用とか、あるいは製材その他の過程で生ずる屑板とかその他の廃材を使用とかいうことによつてこの木糖という仕事が今後やらねければ採算的にも非常に困難だといふふうにわれわれは考へておりました。木糖という木材をケミカルに利用するといふ仕事が今後ますますいかに重要なことは、そういうものが多いと考へることも、そういうものが多いと考へることも、あるいはまたそれから出て参ります砂糖とかというものがこれの採算上最も大きいウェイトを持つものであるといふふうなことではなかなかこの仕事は困難であると思ひます。従ひましてこの過程に出ますリグニンその他いろいろなものがうまく利用されるということではなければ、この仕事はなかなか経営上はむずかしい問題を持つておるのではないかと、いふふうに考へておりました。そういう問題が解決されまじょうと、なかなかそう急激にこれが大きくなるというふうなものではないように思つております。

○仲原善一君 食糧庁にお伺ひいたし

ますが、第一に米価の決定の関連における予算の問題ですが、今年は御存じの通りに、米価決定の際に、従来のパリティ方式に何か調整係数というふうなものを考へたりして、ほんとうの意味の生産費並びに所得補償方式という計算のやり方にはなつていなかったと思ひます。ところが、参議院の本委員会で附帯決議に、今年は三十五年度は生産費並びに所得補償方式という、そういうやり方で米価の決定をしてほしいという議決がありまじょうが、その通りに計算を今年はおやりになるかどうかが、これはもちろん米価審議会等の関係がありまじょうけれども、そういう方針をはつきりきめておられるのかどうか。そうしますれば、今予算として計上されておられます一石当たり一万三千三百三十三円というものと、いふ違つてくると思ひますけれども、そういう場合の穴埋めといふのは補正予算になるのかどうか。当初の予算といふものと米価決定後の予算といふものと、食糧庁は補正予算で補われるのかどうか、まずその点を伺ひたいと思ひます。

○説明員(家治清一君) 第一の米価決定方式のやり方をどのようになら考へておるかという御質問につきまじょうは、実は問題が大きいだけに私からお答えするのにもどうかと思ひます。ございませうが、ただ現在米価審議会に農林大臣から諮問が出ておりました。米価の算定方式を審議会で検討されておるわけでございます。そのために小委員会を設けられて、もうここ数回にわたつて慎重にいろいろ検討いたしておりました。それから米価審議会の答申といふものと相俟つて慎重に決定されるのではないかと

と思ひます。それから第二に、もし決定されるであらう米価が予算米価を上回つた場合のその場合の損失はどうするかといふお尋ねでございますが、これは御存じの通りに、価格とそれから量との関連、つまり国内米勘定自体からいいますと、価格がある程度上げればその結果損が出るわけでございますが、その損を帳消しにするようなほかの要素がほかの勘定にもあるわけでございます。米価を上げると買入れ米価が予算米価を上回つたからといふだけで、すぐに損を見込んでそれを補正するといふようなことにはならないだらうと思ひますが、ただ年度の進行に伴ひまして、食糧会計の三十五年度の赤字が相当大きく出るといふふうに見込まれることになりまじょうならば、その段階においてこれは必ず補正予算を組むか、あるいはまたそれでない方法を考へるかといふようなことは、今のところ私どもの段階ではお答えできないのでございませうが、おそろくはその段階に至つては必要な赤字を補てんするに付いて適当な処置を講ぜられることにならうと思ひます。

○仲原善一君 今年も非常に米価決定の問題になつた予約減税の問題は、今年はどうされる方針ですか。

○説明員(家治清一君) この問題も、御質問すばりにはお答えできかねるのでございますが、予算編成との関連で申し上げまじょうと、三十四年度予算編成のときには、実は予約減税の問題を取り上げて、予約減税といふものはやらないといふ前提で予算米価をきめたのでございませうが、三十五年度予算編成におきましては、これはそういうこと

とは問題にならなくて編成されておりますので、つまり積極的に予約減税をやめるといふことは話題には出ていない、こういう状況でございます。

○仲原善一君 本委員会の議決にもあつたのですが、この米の価格を決定する場合の資料を整えるための予算を組め、ことに生産費等の調査について、それに基づいて多分この生産費の調査の予算はとれたと思ひますが、これはやはり今度の何と申しますか、生産費並びに所得補償方式の算定をとる場合には十分にそれは活用していただけるのかどうか。そうして民間で、団体でやつていられる生産費の調査の戸数は千三、四百あつたと思ひますが、こういうものもあわせて考へていただけるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○説明員(家治清一君) 生産費調査につきましては、これは予算の計数は私ども存じませうけれども、統計調査部において若干の予算がとれたように聞いております。対象農家の戸数をふやす、現在の二千六百を倍くらゐにするといふことについてはそういう方針でおるやうに聞いております。それから生産費調査、統計調査部の行ないます生産費調査と、農業団体で今までやつておられました、ないしはこれからやられますやうな調査との調整、それは実は事務的には団体のそういう担当の方々、それから統計調査部の方々といふ調整に努力はされたやうでありますけれども、これはまだ結論は私聞いておりませうけれども、なかなか両者の調整を行なうといふことは一応調査の目的なり設計なりとい

うものが違つておる点もございませう、なかなか困難なやうに聞いております。ただこの問題も、実は現在米価審議会のその小委員会の方でもこういつた問題についての検討を取り上げられておりますし、今後さらに検討されていくことだと思つております。

○仲原善一君 最近問題になつておりますこの農作に關連した問題かもしれませんが、配給辞退の問題が各県で出で、ある県などでは、三〇%も四〇%も配給辞退が出てきておる。こういう事態が実は起つておるわけですが、食糧庁としては何かその対策ですね、配給辞退に対する対策といふものの具体的なものをお持ちになつておるのかどうか。その辺特に今やかなり問題ですから、農家の方ではもう統制は撤廃になる前提ではないかといふので多分に心配しておる向きがあると思ひますけれども、そういうものとの関連において食糧庁のお考えがあれば、お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(家治清一君) お話のように配給辞退が増加しております。受配率が一般にいつて低下しております。これにつきましては、いろいろ原因もございませうが、また実態についての必ずしも全国同じやうな状態でもございませうので、これに対する対策としまして、具体的にどれをどうするのだといふやうな固まつたものはございませうけれども、しかし一般的に言いますと、地域的にいろいろアンバランスが、配給量といふか、受配率の地域的なアンバランスがあります場合にございまして、これは価格にも若干織り込んでございませうけれども、調整金という制度がございませうので、これは

おろし関係の中にその調整金を運用、これも額はそれほど大きい額ではございませんので、効果のほどはあまり著しい効果があるとは申し上げかねますけれども、しかし、調整金の運用、そういったことによつても非常な急場はしのげるのではないかと。それからある程度県によりましては、傾斜配給の実施なんかやりまして、できるだけ受配率がそう下らない、それから、なお、何といひますか、配給量をその月に使わなくても翌月に使わせる、そういった操作も、若干期間を延ばすというよりなことも考へる、いろいろ検討してあるのでございますが、具体的にこれにはこうするといふ明確なきめ手というのはまだ持っておりません。

○清澤俊英君 閣連。今の問題について、結局やみ米の問題だと思ふ。そこで、やみ米について、これを本式に、何がゆゑにやみ米が出るかということ調査しておられるのですか。これが一点、ということば、今も仲原さん言われる通り、農民は、こういう状態が続くならば、しほいに統制撤廃になるんじゃないかというので、相当気にしていると思ふんです。みずからやみの存在だか、発生ですか、原因を自主的に農協等が中心になつて、進歩的なのは、考へている時期がきている。そこでいろいろ聞いてみますと、ただ単に税金だけじゃないという地方はたくさんある。税金のがれだけでやみが出るのじゃない。要すれば、検査との問題、それから競争の問題、これは山間地方なども十俵、二十俵出すところでは、あの三つ編み俵のめんどくさいやつを持ていって、そうして嚴重な検査を受けて、突つ返されるような

ことならば、むしろそんなものは出さないで、やみで売つたら当りまゝに売れるのだ、だから外から見れば農民が實際損をして売っているように見えるけれども、そこにある格差というものを、買ひ上げて補償費の間の格差を見るのだ、そうしますと、農民自身から見れば、決してあれで損がないのだ、こういうことを言っているんです。だから、そういう点を本質的に農林省が考へて、實際上の運用において、そういうものが出るとするならば、それに処置をするならば、やみ米は、私は本気にやる気になれば撲滅するのじゃないか。私はある程度農林省としてやみ米の出ることを好んでおるのじゃないか。全部買ひ上げたりしないで済むのだから……。値上げをするということになれば、米屋さんが起きますので、やみで少しづつ上がつていくのなら、私は知らないで、農民にその責任を負わせる。だから現在配給辞退といふものがだんだん量が多くなつておられますが、それから配給辞退の情勢を一応調べた報告によりますと、現在の状態は、米屋さんがやみ米を買つてきて、今言つたような方法でやつていく。だから配給辞退がだんだんふえていくのだ。だから、それが二様に使われている。そして利益がどんどん上がれば、こういうふうな統制はだめじゃないか、これをきつかけにして統制撤廃に持つていく根拠にしておる。今具体的なものを農林組合の手を通じて調べておられますが、相当の量が商売人のところについておる。こういう事態があるのですが、そういうものを農林省としてはわからぬわけはないと思ふのは、何ゆゑに徹底的にそういうものを

本気にやらないのだと思ふけれども、あなたを責めても仕方がないけれども、大体やみの撲滅を本気で農林省は今までやつておるのかい。たゞ困つた困つたや問題にならないから、一ぺんでもそういう問題が省議に上り考へられたことがあるのかないのか。それだけお聞きしておきます。

○説明員(家治清一君) やみの問題は毎年の問題でございますし、私もこのやみの撲滅といひますか、やみをなくするといふことについては、これはできるだけの研究といひますか、検討もし、また関係方面へ協力を求めおるのでございまして、先生のお言葉にもございまして、食糧庁はよい買い賃を出るから、やみを放任しておるのだといふことと、やみは放しませんので、たとへばことしの三十三年度産米及び三十四年度産米につきましても、実は各県に集荷の懇請にみんな出まして、そしてその場合集荷の最盛期におきましても、大量に悪質なやみの出ること、関係警察とか輸送機関、鉄道、そういったところへも協力を求めて、できるだけ大量なやみ、悪質なやみをなくするといふことは協力をしておるつもりでございます。それとしまして、実は年々政府に対する売り渡しがふえております。たとへば三十四年度産米は、これは非常な豊作の影響でございまして、しかし、三千七百五十万石集まる。その集まる率を見ますと、ここ予約買付以来最高の率でございます。そういう面から見ますと、どうして配給辞退といふものがこんなにふえるのだらうという点は単に数字から見てもなかなかつか

かみにくい点がございまして。やみの発生原因も、実は私もよりは先生の方が御承知かもしれせんけれども、いろいろ聞いております中には、これはどうしても少量の端米が出る、そういうようなものは一々俵に集めてどうするといふことも大へんだし、農協が集めてどうするといふことも、なかなか事務的に思ふようにはいかないと。いうことで、そういうようなことでどうしても出るといふよりなこと、ないしは結婚葬祭のために一応一戸に一俵ぐらいのものは何か必要だといふので持っている、それが使われないで済むというような場合には、これを今さら政府に出すといふのも何だから、外へ出してしまふ、こういうよりなことは実はよく聞くのでございまして。そういうよりなことではございますが、私もとしましては、集荷団体に協力をお願いしまして、少量の米もできるだけまとめて買つて下さい、できるだけ奔走して出して下さいといふことを申し上げているのでございまして、検査のやり方が非常にきびしいから、あるいは厳格だから引き合はないといふことは、実は私もはそういうことはあまり考へていないので、検査が事実上きびし過ぎるということはないのじゃないかと思つておるのであります。

○仲原善一君 ただいまのお話で具体的な対策もないようでございますが、これははいずれまたよく御研究を願つて、食糧制度が健全に維持できるように、根本的に、抜本的に御研究願いたいと思ひます。

最後に大豆の問題ですが、貿易自由化で一番最初に問題になるのが、大豆、菜種のようにありますが、ことしの十月にはやろうという方針のようでありまして、それに対して、手放して自由化ということも、これはやらないといふことを大臣は言つておられます。事前にちゃんと手を打つて影響のないようにしてから自由化をするといふ、そういう方針をしばしば言明されておりますけれども、大豆の問題にしばつて、ことし十月から始まる大豆の自由化の問題について、具体的に何か手を打つておられるのかどうか、どういふ方針を持っておられるのか、大よその見当を承知しておきたいと思ひます。

○説明員(家治清一君) 大豆がA A制に移行する場合にどういふ対策を考へているかといふことでございまして、これは実はまだどういふ方向でどういふふうにするのだといふよりなことまで、すっかり固まつたものはないのでございまして。ただ方向としては、農林大臣も言明されておりますように、国内大豆に対する影響をなくする、これをできるだけ悪影響をなくするよりな手を打つといふことで、そのためにはやはり国内大豆の価格を支持するよう、何らかの方法を考へなければならぬといふことでございまして、それに対する案としては、あるいは瞬間タツチといふ案とか、あるいは現在の制度のまま、ただ食糧会計がどうなるであらう赤字といふものを、別に考へるといふたように、いろいろ案が分かれておりますが、この辺のところにつきましては、実は政府部内でおお慎重に検討中でございます。

○東隆君 今大豆の問題、私も実はお聞きしようと思つたのですけれども、瞬間タツチもけつこうですが、もう

すでに北海道で集めた三十四年度産が、売れなくなっておりまゝから、そこでこいつは一つ早急に手を打つていたが、思ひやうと思ひます。それでそこに関連をするのですけれども、大豆はまだ買ひ上げておらなかつたはずですが、これは買ひ上げ、それから売却数量は、この食糧管理特別会計農産物等安定勘定のところに数字が載つておりますが、大豆が二十万トン、売却数量、それから買ひ入れの数量が、大豆は二万二千五百十トン、こゝろいうふうになつておりますが、それで国内産のものを全部買ひ上げる計画というわけじゃないのですね。

○説明員（家治清一君） 農産物等安定

勘定に、実は三つ分野がございまして、最初の農産物価格の支持の分野につきましては、これは一応価格安定の基本は、第一次的には民間団体で自主調整をやっていたたく、それがどうしてもいかぬという場合には、つまり政府の支持価格を割るような場合には、支持価格で買いましたというようなことになるっておりまして、お話のように、国内産大豆についてはまだ買っておりません。従つて来年度予算も、一応これはAを実施するという前提で組んでおるわけではございませんので、一般的に価格の期間内の変動がありました場合に、自主調整がうまくいかなかつた場合には買入れを行なうという数字を、予算上組んでいるのでございます。ただえさ勘定の方では、えさ用の大豆を輸入いたしましたので、そうしてえさとして販売いたしますので、その割合大きな量がえさ用として出ておるのでございますが、国内産大豆の価格支持の方では、買入れの二万ト

ンというものを来年度として予定しておるわけです。

○東陸君 これを見ますと、大豆は事實出ているわけです。一つは、他勘定より受け入れのところに下の方に書いてある。大豆売却数量二万二千五百トン、それからずっと一番しまいの方から二番目のところに二十万トンというのがある。これは海外のものじゃないかとは思いますが、これに国内のとそれから国外のものを分けたのは、今えさの関係で分けてあるのか、それはわかりませんが、まだ買入れた実績がないはずですから。今度は買上げられるのかどうか、そういう点ですね。

○説明員(家治清一君) これはまことに備考の方に書き並べまして、見にくいものを出しまして恐縮ですが、備考に書きました売却数量の、十五ページの大豆二万二千五百十トンは、国内産大豆の、三十五年に買うかもしれないということで見込んだ、つまり価格支持のために見込んだ買入れ数量でございまして、それで次の十六ページの中ほどに、大豆二万二千五百十トンというのが売却出ておりますが、これはそれを年度内に適当なときに売るのでということに出ておるのであります。

最後に、十七ページの方に出ております大豆二十万トンは、これはえさ
用大豆でございまして、外国大豆を輸入いたしましたして、これをえさ料として配給する、その数字でございます。

○東隴君 そりすると、同じ考え方
で、このバレイシヨ濃粉の問題は少し
数字が、買入れ数量の方は多くて売
却が少ないのですがね。そこで、どう

いう問題かという、カンシヨ^ヨ濃粉の方は売却が非常に多いものですから、これは私はいいと思うのです。ところろく^ヨが、パレイシヨ^ヨ濃粉の方は、おそらく政府が手持ちをしておるものも多いはずで、ずす、數量は割合多いはずですが、ますますこれだと政府の手持ちが多くなつてくるはずですが、これはどういふところからこの見積りもりの數字を出されているのか。

○説明員(家治清一君) 実は澱粉につきましては、まあ御案内のように、カンショ澱粉の方が政府の在庫は多くございまして、それでバレイショ澱粉の方が実は少ないのでございますが、価格支持のために、毎年買入れますもののため

が相当の在庫になって残っておるのでございませうけれども、予算上は実はできるだけまあ新規用途の開拓その他も入れまして、よけい売って食糧の在庫を少なくしたいという考え方で、従いましてカンシヨ濃粉の売買が、買取りよりも売の方が多いというのは、現在持っている在庫を減らしたいという意欲を予算面に実は盛つたのでございませう。パレイシヨ濃粉の方が数が若干逆になります。パレイシヨ濃粉はど多くないの在庫がカンシヨ濃粉はど多くないの在庫で、やや何といひますか、実情に即した売り方を計画したという意味でございませう。

○東隆君 いや、私の表現が悪いのですがね。実はカンシヨ濃粉とパレイシヨ濃粉の生産量からいきますと、割合からいくと、パレイシヨ濃粉の政府の手持ちの方が多いいです。だから、パレイシヨ濃粉の方が多いいです。だから、納何でしよう、三倍ぐらいになっているでしよう。だから、カンシヨ濃

粉の方が生産量が多いのですよ。全体の生産量が多くて、そして貯蔵が多いかもしれない。だけれども、バレイショ濃粉の生産量からいくと、非常に多い量が貯蔵されているというのが、私の表現の仕方がまずいのです。そこでどういふことになるかと、売却数量と買入れ数量等を比較してみると、買入れ数量の方が多いのですから、そうすると貯蔵がますますふえていくということなんです。そこでバレイショ濃粉についてはだいぶ苦労しているというんだが解決されないじゃないかと、こういふ腹があるものだからお聞きをしておるわけです。

○説明員(家治清一君) 御指摘の点はだいたいございます。ございます。が、實際問題としましては在庫増がある程度出てくるのはやむを得ぬのだと私どもは思っておりますが、しかし、せめてできるだけ在庫減らしをやるように、できるだけ売る機会を多くする、ないしは売る努力をするんだという意欲をこの予算面に盛り込んだのでございます。

○東隆君 私これは両方一緒にして、何も問題じゃないと思うんですが、よし。しかし、政府が今だいぶ減ったかどうか知りませんけれども、約四百万袋、この前持っていったわけです、買入れたのは。そこでその四百万袋のものを、これを一年通してかりに持つとすると、これは相当のことになるわけです。計算すると何でしょう、保管と、それから金利、倉敷、そういろいろなものを含め計算したら、おそらく十億以上になるじゃないだろうか、かりに計算するとですね。そういう大き

な關係があるので、そこで実はこの前
のときに農林大臣に、そのうちの相当
な部分を一つ砂糖とバターして海外
に出してしまえ、こういう意見を一つ
開陳したわけです。そこで私はそりう
うふうにして在庫を一掃して、そうし
てその上に、結晶ブドウ糖の方に向け
るとか何とかするのは、新しく生産さ
れるものをそちの方に振り向ける、
こういう態勢を作つていかなければ、
毎年澱粉の問題でもって大きな――
だれもこれはこのためにそんなに喜ぶ筋
合いのものはないわけです。一番喜ん
でいるのは倉庫貸しでもって、そうし
て倉敷等でもって保管料を取つておる
倉庫業者などが大もうけしておるだけ
の話で、何もそんなに問題にならぬと
思ふ。それから産地の方では新しく生
産をされたところの農産物を保管する
場所がない、こう言つて大弱りをして
おるところがある。だから、これは何ら
かの形でなくさなければならぬもので
ある。その場合にどうもバレイシヨに
関する限りそりういうような問題になつ
ておるものだから、これは一つ十分に
お考えを願ひたいと思ふんです。それ
から私は、大豆の問題は、これは価格支
持政策の中に入つておるから私はいい
と思うんですけれども、もう一つ問題
なのは雑豆ですね。これは価格支持政
策の中に入つていないで、そうしてお
そらくAASになると完全にビルマだ
の何だの、あつちの方から入り込んで
きて、これは完全にぶつこわされてし
まうものです。そこで戦前満州から大
豆がどんどん日本に入つてきておつた
ときにどういふ状態だったかという
と、北海道では菜豆類を作つた、雑豆
を。そうしてこの雑豆は海外に輸出して

おつたんです、外貨獲得のために。それで、おそろく大豆が自由制になつてくると、国内における雑豆の消費と、それからその余分のものは海外に出すよう、な、そういう方向に進んでいくと、そこで大豆についての価格支持政策も必要だけれども、一つその雑豆も価格支持政策の中に入れて、安定させた形でもって増産をさせて、そうしてそれを海外に出すだけの余裕を作つていかなくてはならぬと思ふのですが、これは予算の中からなかなか出てきそうにはないんですけれども、一つ食糧庁内でよく御相談を願ひたいと思ふのです。私どもは雑豆を一つ今回はどうして価格支持政策の中へ入れて、そうしてこれを相当に支持してもらわなければ、大豆はこれは中共貿易なんかで再開された日には、もうてんで問題にならないものなんです。だから、そういう面を一つかね合せてお考えおきをお願いして、そして雑豆を価格支持政策の中に入れて、そうして安定させた形でもってやる、しかし、これは通産省の方は猛烈な反対をやると思ふのです。というの、ビルマ等東南アジアの方からそういうものを持つてこなければ向こうに品物が出せない、こういうようなことで、猛烈な反対が起きてくると思ふのですけれども、そいつを踏み切つてもらわなければいけない、よほどの覚悟を一つしておいていただいてよろしく願ひいたします。

○北村暢君 きょうは林野庁長官が見えておりますから、先ほど触れられておる貿易自由化の問題についての、南洋材と北洋材の輸入に対する影響がどんなふうになつてゐるか。ラワンはもうすではすされておるわけです。その結果が一体どういふふうになつておるか。

それからもう一つは、アラスカパルプの輸入がどういふふうな影響を持つてくるか。それから特にアラスカパルプはことしから生産に入るわけですが、その国内の影響の見通し等について御説明願ひたい。

○政府委員(山崎賢君) ラワン材はA A制に一月からなつたのであります。御存じの通り、現在のラワンの輸入量は約一千万石に近いものになつております。戦前の最高が約五百万石ということでありまして、この当時の倍程度のものが今日日本に輸入されておるのであります。フィリピンにおきましても、こういうふうな大量なものが伐採され、日本に輸出されるということに伴ひまして、やはり伐採地方が奥地に移行するといふような問題、それからフィリピン地区におきましても、丸太のまま輸出しないでなるべく製材するなり、あるいは合板にするなりして、加工輸出といふものも考へていきたいといふような方向にもあるようであります。今後ラワンといふものの価格が、やはり漸次高騰していくんじゃないかといふこと、並びに数量につきましても、そういう面から従来のようなものが今後何年間くらい続くであろうかといふようなところにも問題があるわけでありまして、それと、また昨年におきましては、暴風等の関係で、フィリピンの出材も必ずしも順調でなかつたといふような問題もありまして、現在価格も漸次上昇してきておるような傾向にあるのであります。これがA A制との関係で、一体どういふふうに影響を及ぼしておるかといふこと

とに問題点はあるわけでありまして、A A制に移行する前提といつたしまして、昨年度の第三四半期あたりから、従来の倍以上にも達しますような外貨割当をいたしまして、国内においても従来の倍以上の常時のランニング・ストックが持てるような措置をまず講じておくといふことをやつて、このA A制に移行するといふ措置を講じたのであります。現在価格が上がり、あるいはまた数量は必ずしも十分でないといふのは、フィリピン国内におけるそういうふうな事情も、大きい影響を持つておるといふふうにわれわれは考へております。今後A A制になつたから、そのためにまた非常にラワンに大きい問題が生ずるといふことではなしに、やはり今後問題があると思はれば、フィリピン国内におきまします資源の問題、あるいは天候その他による伐採その他が、どういふふうになるだろうかとといふことに大きい影響があるよう考へております。従ひまして、林野庁といたしまして、今後新しい地域にラワンにかわる資源を求めなければいかにいふことで、御存じの通りカリマンタン地区の開発とか、あるいはその他ベトナム、あるいはニューギニア、いろいろな面に積極的な手を伸ばしているといふ状況にあるわけでありま

す。それから第二点のアラスカパルプの問題につきましては、一月から日本に輸入が始まつておりますが、アラスカパルプを日本に輸入しました場合のい

わゆる価格といふようなものは、現在カナダあるいはアメリカ合衆国等から輸入をされておりますものよりも、コストの面においては何ほか高いといふふうな状況にあるように聞いております。それにいたしまして、国内の溶解パルプの価格よりも、一割程度は安いのではないかといふふうに見えております。これが今後どういふふうな計画なり、どういふふうな数量が国内に輸入されるかといふことにつきましては、まだはっきりした結論を、われわれとしては聞いていないのであります。が、溶解パルプとしては、従来とも大体八万トンから十萬トン程度のもので輸入をしておつたのでありまして、そういう日本に輸入しておつたものと、アラスカパルプの輸入といふものと、が、どういふふうな関連になつていくのかといふような点も、まだ最終的な結論を得ないよう考へておりまして、今後自由化の問題とからんで、アラスカパルプの問題も解決しなければいけない、こういうふうな考へております。これはいづれわれわれとして、通産省の十分考へ方を聞き、われわれの意見も述べまして、国内の溶解パルプ等の生産に急激に大きい影響をもたらさないよう、何か措置は考へてもらわなければいかにいふふうな考へております。

○北村暢君 まずラワンの輸入の問題について、フィリピンの生産が奥地になつて、あるいは原木といふ形でなしに、加工してくるといふようなことから、加工が進んできたといふようなことから、ほかに産地を求めているといふことで、私の聞きたいのは、この自由化のために価格等の関係で、フィリピンが今後将来性がなくなつて、遠くへ移行するわけですから、産地が遠くなるわけですから、そういうふうな面でも、価格の面で従来通りに今後どんどん入つてくる、少々高くても入つてくるのかどうか。またその量といふもの、輸入量といふものがふえる見通しがあるのかどうかといふこと。

それからもう一つ、アラスカパルプの問題は、これは今のところきまつていないといふけれども、これは開発銀行が二百億からの出資をして、そしてやつてゐるので、これはどこへいくのかといふと、全部製品は日本へ持つてくるのだ、こういうふうな聞いてゐるのですが、そうすると日本へ輸入するといふことは、既定の事実だといふふうに思ふのですが、従来の輸入してゐる十萬トン程度のものと引き合ひで、そういうものをやめて、このアラスカパルプに置きかえて輸入するといふことになるのか。そこら辺のところと、それからもう一つは、今の説明ですと、従来十萬トン程度のものを輸入しておつたのだから、それに加えて、よりアラスカパルプから来るといふことになる、非常に国内に対して大きな影響を持つてくると思ふのですが、今のところはつきりしないとおつしやるのだが、私の聞いてゐるところでは、アラスカパルプのものは、もうことしから入つてくることは確実に入つてくる。こういうふうな聞いておるわけですか。従つて、そこら辺の調整がどのような形になされるのか。そして国内のパルプ業者にそういう点が非常に大きな影響を持つてくる。特に一割安い物が来るといふことになるかと、先ほど来説明せられてゐる国内の生産工場における合理化といふようなことを要請してゐるというのだけれども、そういうような点についての行政指導程度のものでいいのかどうか

ということですね。それから貿易の自由化に伴うラワン、北洋材パルプ等の問題が、林野庁の立てている長期計画等において、輸入数量というものを想定しておるわけですね。その輸入数量というものを想定しているものに対して過大になっていくのか、あるいは予定通りの輸入数量になって、それを見合わせて将来の需給というものが均衡をとっていきけるような形になるのか、長期計画に変更を加えなければならぬのかどうか。そういうふうな大きな影響があるのかどうか。そういうふうなことを説明願いたい。

○政府委員(山崎賢君) ラワン材につきましては、われわれの見方といたしましては、先ほどのようなフィリピン事情もあるわけですが、またフィリピン業者におきまして、やはり日本というものが非常に大きい市場であり、唯一の市場というように関係にもなっておりますので、価格の面におきましては、今後奥地移行等の点から漸次上がっていくということはあるかと思ひますが、ここ数年間は、現状程度の数量というものは何とか期待できるのではないかというふうに考えております。

それから第二点のアラスカパルプの問題でございますが、もちろん、開発銀行その他で融資あるいは保証するというふうな措置もとっておるのでありますが、これの生産しましたパルプというものは全部日本に輸入しなければならぬというふうにわれわれは聞いていないのであります。もちろんそれぞろのアラスカパルプの市況というものを見まして、日本国内にも輸入し、あるいはまた外国というか、日本

以外の所にこれを売るということも可能だというふうにわれわれは聞いております。それと、やはり今後溶解パルプ等の輸入という点につきまして、貿易の自由化というふうな点からいたしまして、関税政策その他のものを、どういふふうに、どの程度にとっていくかという点も非常に大きい問題として残されておるように思ひます。こういう問題につきましても、この主務官庁であります通産省としても、はつきりした見通しとやり方というものが、まだ成案を得ている段階にはないやうでありますし、われわれたびたび向うの意見も聞き、打ち合わせいたしたいというふうな段階までいってないやうにわれわれは考えておりました。林野庁といたしましては、この国内のパルプ産業というふうなものに急激な重大な悪影響を来すというふうなことはならないやうな、何らかのやっばりそこには保護的な措置もあわせて考えようというのを望んでおるわけでもありまして、通産省あたりに対して、そういうことは一つわれわれとしても積極的に意見を申し述べて実現さしていきたいと考えております。

○北村暢君 今のアラスカパルプの問題は、これは、昨年暮れの決算委員会で、開発銀行の問題のときに、開発銀行の總裁が、全量日本に輸入するのだというのを私の質問に対して答えているのです。これは、速記録を見てもらえばわかると思ひますが、私はそういうふうな聞いておるわけですが、開発銀行の總裁にそういうふうな聞いておる。ですから、その点は一つ確かめていただきたいと思ひます。そうなるかと、やはり日米合弁会社で、相当な投資をして、そして監査役なんかを派遣しておるわけですから、そういうふうな点で、ある程度の技術提供もしておるというふうなことで、やはりそれを、日本のパルプ資源の、何と云いますか、窮乏したものでも補うという考え方に立つて、開発銀行が国策としてやっておる。こういうことのように説明を聞いておるものだから、従つて、全量日本へ入ってくる、こういうことのようにですが、従つて、まあ日本の国内のパルプの事情によつて、諸外国へアラスカパルプの製品が行くんだ、こういうことのようにには私も聞いておらない。従つて、まあその点がそういう余裕があるならば、国内のパルプ生産者に悪影響があるやうならば、通産省でその調整をとれるやうな形になつてはどうかどうか。そういうことではないやうな話に私も聞いておるものだから、今の説明ではちよつと納得しかねるわけですが、これはまあ答弁できればいいです。これはまあ答弁してもいいわけですが、口では調整をとるといふことも、実際に入ってきた場合にどうなるかというのを實際心配するものではないかと思ひます。

それから、これは答えていただいたいのですが、もう一つは、木炭の出荷調整対策の問題で、これは昨年から実施して、その結果が一体どんな結果になつておるのか。これを知らしていただきたいと思ひます。それからもう一つは、木炭の生産合理化の対策の予算が組まれておるわけなんです。これに対して、いろいろ技術的な合理化の対策が出ておるのですが、木炭の生産

に当たつて、生産そのものを合理化する過程においても、一番必要なのは、私はやはり金利だと思ふのです。これは、木炭の生産者が零細であるために、非常に高い金利のものを借入るから借りて、そしてその資金を借りているために、商取引というものが拘束せられて、そして非常に安い値段で買われている。結局この間には、金利の面においても生産品を買取られるときにも、二重に搾取を受けている、これが実態です。従つて、この融資の問題が十分これは重要な問題になつてくるんじゃないか。で、技術面の合理化対策だけでは解決されない問題が出てきているというふうに思ふのです。従つて、この造林等の零細な森林所有者に対する長期低利融資というものが考えられておるのではありませんか、そういう面でも系統金融でもいいわけなんですけれども、何らか融資対策というものを考えない限り、木炭の生産の合理化なんというのを口で言つてみたところ、これだけの予算をやつたところ、私はあまり効果はないのじゃないか。驚くならね年二割四分という高利貸の金を借りてやっていると、こんな状態ではとてもそれはお話にならない。そういうような点について、木炭生産について、しかもこの製炭者というのは非常に零細者が多いわけですが、従つて、資金もないし何もなしという形で、やはり保護政策をとらざるを得ない状態ですが、現在の出荷調整の対策に十分じゃないかというふうに思ふのですが、これに対する、林野庁に何

かあつてもできないのか、非常にむずかしいのか、それとも今まで考えたことがないのか、その点について御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(山崎賢君) 第一点のアラスカパルプの問題につきましては、なお話の趣旨も十分わかりましたので、関係方面と打ち合わせして、その点ははつきりさしてまた御答弁いたしたいと思ひます。

それから第二点の木炭の出荷調整の問題であります。三十四年度からこれを開始したのでありますが、御存じの通り、この木炭の出荷調整をやるために、これを買入れ入札して備蓄するという仕事をやるわけでありまして、これが四月、五月、六月というふうな時期に一番重要な仕事でありまして、はなはだ残念ながら三十四年度におきましては、年度当初からこれを順調に進めるというわけにはいかなかったという点からいまして、その効果にも必ずしも十分なものではなかったというふうにわれわれも反省しておるわけでありまして、それとともう一点、この出荷調整の仕事をやります団体、これによる損失その他について非常に危惧の念を持しまして、買入れます価格というものの決定についても、やや低い線できまされたんじゃないかというやうなこともわれわれは反省しておるものであります。そういう結果からいたしまして、三十四年度といたしましては、大体予定の半量程度しか買入れ備蓄することができなかったという状態になつたのであります。が、三十四年度におきます木炭の価格は、前年度の三十三年度に對しまして、やはり一俵当たり十円とか十五円程度、最低にお

きまして、まあ高い線で推移してきたというふうな経過にもなっておるのではありません。こういうことをやるということが必ずしも好結果をもたらしたのじゃないというふうには、われわれ考えていないのであります。ある程度、これによって価格安定上の効果はあったものだといふふうに考えております。三十五年におきましては、これらの点を十分調整いたしまして、四月早々からこの仕事に着手できるよりに進めていきたいと思います。

それから零細な製炭者は非常に高い金利というものを負担しておるといふお話であります。御説の通り、金利の面におきまして、あるいはまたものを問屋等に渡すという段階におきましても、かなりの利潤というものを問屋に取られておるといふふうな実態にあることは御説の通りでありまして、林野庁といたしましては、やはりこれを解決いたします前提といたしましては、製炭者がやはり組織というものを作らして、その組織の共同の責任におきまして、まず第一に原木代金の借り入れということが可能なような形に持っていかなければならぬ、あるいはまたかまを借りたにいたしまして、かまを作るに必要な経費というものが共同の責任において借りられるというふうな形をどうしても実現するということが一番重要だといふふうに考えておるのであります。三十四年度からは全国に約三千名ばかりの木炭検査員がおるのであります。この検査員の検査はもろに一番重要であります。それに次ぐ重要な仕事として、やはりそういうふうな製炭者の組織化という

ものをやっていく、その組織化された製炭者が農協とか、あるいはその他の団体との関連におきまして金融等の措置を講じていくというふうなことも進めたいという所存で、それを大きい指導の目標としてやっておるわけでありまして、この点は三十五年以降も引き続き進めて参りたいと思っております。

それと各主要な県におきましては、まだ二、三にとどまっておりますが、この製炭原木の借り入れ、買い受ける場合の融資というものを県がめんどうを見まして、県の余裕金というものを銀行に預けて、その銀行から低利の金を、そういう組合、その他のものに融資していくというふうな措置もとられておるわけでありまして、こういう制度もあわせて漸次拡大してもらいたいというふうなことで進んで参りたい。で、この出荷調整の仕事にいたしまして、三十五年度から新たに実施しようとしております奥地移行に伴う搬送施設の補助にいたしまして、あるいはまた今後木炭の売れ行きを確保していくという面から、きわめて重要な切り炭等の施設をやるといふような場合にいたしまして、あらゆるこういう措置を通じて共同化というふうな点を今後進めて参りたいというふうに考えておる次第であります。

○北村 幡君 先ほどの出荷調整対策の補助の対象ですが、共同保管したものに二分の一補助をする、そういうのだから思う。共同保管費の二分の一を補助をする、こういうことよりうすけれども、この補助の対象が問屋に対して補助されるものが多いというふうな点に聞いておるのですがね。これは

実際の補助の対象になっておるのはどういふ——生産者である製炭者が共同で保管するものが対象になっておるのか、あるいは農協が一括して補助の対象になるのか、実際のやり方はどういふふうになっておるのですか。

○政府委員(山崎 齊君) この補助の対象にいたしておりますものは、量的にはつきり覚えておりませんが、量的にはこの中心として考えておりますのは農協でありまして、農協あるいはまた森林組合、それから場所によっては何ほかあると思いますが、それはいわゆる生産者が作った協同組合、こういうものでなければ対象にしないという考え方で進んでおります。

○北村 幡君 今度の大臣の大きな政策の一つとして農山漁村の子弟対策というものが非常に大きな柱の一つになっておる。それに対して今盛んにいわれている農山関係の構造政策というふうなものが出てきた、林野庁でもその点検討されておると思うのですがね。私のお伺いしたいのは、最近より農家の次三男というのに対して、どうしても鉱工業に取替しなければならぬ、こういうふうなことで農村の過剰人口の問題が非常に大きな問題になってきておる。その場合にもう一つ大きな問題としては広範な未開発の山林、これに対する未利用というか、林業としては利用しているでしようけれども、そういう次三男対策なり、あるいは就労の対策として盛んに山林を利用しようというところが出てきておる。これは山林を牧野関係に持っていくということもあるでしようけれども、そういう以外で林業それ自体の中でもやはり山の労働力というものに吸収すべきだ、そう

いう一つの方向というものを考えられるべきだというような主張が、これは一月の毎日新聞の社説なんかもそういうことを堂々と社説として掲げておるわけですよ。そういうふうなものに対して林野庁は今どういふふうな考え方を持っておるのか。この点、今非常にばく然たる抽象的なことですがお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(山崎 齊君) 林野の事業、特に造林事業というものを通じまして、この農山村の労働力を吸収していくというふうな問題は、われわれとしても非常に重要な問題として考えておりますが、御存じの通り一般のいわゆる私有林というものを対象にいたしまして計画的にそういうものを進めていくというところにはやはり非常に制度的にも困難な面があるのではないかとはいふに考えております。林野庁といたしましては、三十四年度から始めましたいわゆる市町村有林等に対しまして融資の制度というものを十分活用いたしまして、市町村有林に対して計画的なやはり造林その他の開発を進めていく。それに対してそれぞれ周辺の余剰労働力というものを計画的に吸収していくというふうな面のことにはわれわれとしても十分やっています。よくに思ひますし、またそういうことをやっていくべきだといふように考えております。この市町村有林の振興というものを通じて計画的にそういうものを何とか考えたいというふうに考えております。なおまた御存じの通り官行造林事業というものは大正九年から始まりましたが、これの計画的な伐採が昭和三十六年度から開始されるというふうな段階にも来ておりますので、こ

ういふもの一つ、これによって相当の収益も国の方にもありますし、そういうものをどういふふうに使つかというふうな問題にもからんで、あわせて就労対策というものを今後一つ何とか計画的に進めていくように考えていきたいというふうに考えております。

○北村 幡君 その点は農業で問題になっておるうちに、民有林の所有形態が非常に零細な所有ということ、そのために経済的に非常に林業の面もおくれているという点がはつきりしておるわけですね。これは零細になればなるほどそういう形が出ておる。これは公有林の荒廃しておるのもその通り、それに対して労働力を吸収していくという面においてはやはり構造的に展開していかなければならぬのじゃないか。ただ造林だの何だのという具体的な事象だけでなく、これは林力の増強ということではそういう考え方がいいんでしうけれども、それに加えてやはり山村の構造からいって、兼業農家について山における労働力を吸収していくという積極的なそういう考え方との関連においてやはり検討されていかなければならぬと思う。これは林野庁でも相当山村の構造というものは研究してきておるわけですから、従ってそういう面から何か新しい考え方というものがやはり出てこなければならぬのじゃないかというふうな感じがするのです。そういう問題はこの基本問題調査会との関連で林野庁は林業の今何か審議会のようなものを作っておるようですが、そういうふうなところでそういうところまで検討されるのか。それは私聞いておるのは、大体において長期計画なんというものは林野庁はも

う先年立てたわけですね。あれでいけば林力の増強計画というものはその通り進んでいくのだけれども、あの計画自体に今日大きな変更を加えなければならぬ。考え方において変更を加えなければならぬものが出てきておるのじゃないかと思う。それらについて一体どのように考えておられるかというところをお伺いしたいのです。

それからもう一つは、先ほど出ましたが、公有林に対する低利融資の件が農林漁業金融公庫でなしに公営企業の公庫に移ったという問題がちょっと出たのですが、あれはどういうことなんですか。最近の三十五年度の予算編成のときに、財政投融資のときにあります。農林漁業金融公庫というふうなきまっておったものが、急にまた公営企業にかわったというふうな事情があるのをごさいますか、これはどういふふうないきさつでそういうふうになったのか、その点。

○政府委員(山崎齊君) 第一点のいわゆる山村振興というふうな問題につきましては、御存じのように、現在林野庁といたしましては基本問題調査会との関連をもちまして中央森林審議会の中に部会を作りまして今後の需給の問題、林力増強の問題及びいわゆる山村の振興という問題、これらを一番大きい問題として現在に取り上げて検討していくということになっておるのであります。これとこの専門部会と、また基本問題調査会とが十分連絡をとりまして、農業と林業との関連におけるやはり山村振興の問題、あるいはまた林業の、その中における林業が受け持つべき問題、そういう点について十分検討を加えて成案を得たいということ

で現在やっている次第であります。

それから第二点の市町村の融資につきまして、公営企業金融公庫がやるという点の問題であります。もちろん三十四年度と同様に三十五年度におきましてもこの公有林の造林につきましても必要な資金は、農林漁業金融公庫に一般会計から出資するということには変わりはないのであります。ただこれは各具体的な事務につきまして、公営企業金融公庫というものを、農林漁業金融公庫といわゆる農林中金との関係というふうな形のもの、農林中金というふうな立場のものにして、仕事を委託してやってもよろしい。それで一定の委託手数料のようなのを払ってやっていくというふうにしたわけでありまして、実態は、実際といたしましては、公営企業金融公庫の方に置きまして、この計画とかその他のものを全部やって、その線に沿って公営企業が具体的な貸し出しの事務の委託を受けてやるといふことになるようになっておるわけでありまして。

○北村暢君 もう一点、食糧庁長官見えておりませんから私はあまり詳しいこと聞きませんけれども、簡単に食糧の特別会計の一般会計からの繰り入れの百億何がしというものですね。これはあれですね、ことし三十五年度の赤字見込みでこれだけののだと、こういふ考え方だろと思うのですが、三十四年度で百二十億の一般会計の繰り入れをして、そしてこの運用をしてきたと、こういう点からいけると、この点思い切ってもう少しやはり繰り入れて、そして調整勘定に繰り入れて食糧特別会計が運用されなければならぬと思うのです。それに対してこれ

はかつかつのところやったということ、は、しかも今後における食糧特別会計の赤字要素というものは半恒久的に相当のものが出てくるというところは想定せられるわけですよ。それに対して今年度の予算はこのようになりまして、大蔵との折衝の中でこれは毎年々々このようものが出てくるというところで恒常的に赤字負担というものでやっていくというところで一応これはこれでがまんするということではございまして、そこら辺の大蔵省との考え方とか折衝の事情についてちょっとお伺いしたい。

○説明員(家治清一君) 食糧赤字は御指摘のよう三十五年度は百八億見込んであるわけですよ。それに対して三十五年度の一般会計からの繰り入れは百億、これは先ほど御説明申し上げましたように、三十四年度から持ち越す調整資金残額は十三億予定しておりますが、百十三億から百八億引けば五億残る、こういう計算になるわけでありまして、お話のように、調整資金というものは、元来は赤字引き当てと必ずしも限らないので、食糧経理の調整のための運搬資金融格ももちろん持つておるものでございまして、これは多ければ多いにこしたことはないのをごさいます。でございすけれども、ことしの財政事情からしますと、まあぎりぎり百億出してもらって百億になった、こういう結果になっております。

しかし、予定赤字に比べれば残があるわけですから、まあ経理の点では少なくともないし、調整資金の運搬資金融格的な性格も必ずしも全然ゼロにはなっていないように考えておりますが、御質問の、しからは三十六年度以降もある程度出るであろうから、これ

について一体大蔵省はどう考えておるかということになりますと、これは、実は御承知のように、予算は単年度でございまして、赤字問題の処理方針は、いろいろ予算編成の過程では話が出ましたけれども、しかし、今後一体どの程度のものを見るべきであるとか、あるいは今後どの程度のものは見てもらわなければ困るとかいうような形で、いわば長期的な見通しのもとにおける折衝は実はなかつたのでございまして、従いまして、今の段階では三十六年度以降についてはどういふ一何といひますか、約束、これはもちろんございませぬし、見当としても、どういふ見当をつけているかということも、対大蔵との間ではそれははっきりしたものはございませぬ。

○清澤俊英君 資料だけ。山崎さんね、戦争以来山林地主というものが非常に私は不当の利益を得ていると思ふ、木材の値上がりで。大体、その経済状態は一体どんなになっておるか、概略資料として出せたら出してもらいたい。

○政府委員(山崎齊君) これはなかなかむずかしいのですが、また、一つ具体的に先生の方の求めておられるところを十分お聞きいたしまして、できるだけ整理してみたいと思ひますが……。

○清澤俊英君 ということは、戦争中非常に雑木類なども、木炭の不足や何かで、非常に工業的な需要がふえたというふうなことで、非常に値上がりして高くなつておる。戦後は、御承知の通り、全部家が焼けたのだから、木材の不足から非常に価格の騰貴を来たしておる。これは非常に動きをしておるのじゃないか。二本切れば十萬、二十萬す

ぐできる。庭の木切ったら一選舉できるといふほどなんです。それから、相当のものをしておると思ふ。もし、できまじらば、どれくらい値上がりしておるか、どれくらい利益を持っておるか、どれくらい利益を得たという推定があつたら、そういう点を一つ出していただきたい。

○委員(堀本宜実君) 他に御発言もなければ、本件につきましてはこの程度にとどめます。

午後四時三十九分散会

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、漁船損害補償法の一部を改正する法律案
- 一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
- 一、果樹農業振興特別措置法案
- 一、開拓融資保証法の一部を改正する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案
漁船損害補償法の一部を改正する法律案
漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第百十三条の九)第百十三条の十八」を「(第百十三条の九)第百十三条の十七」に改める。

第二十五条第一項中「組合員の有する」を「組合員(同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))又は第九十六条の二第二項の

規定により組合員とみなされる者を
含む。のとする」に改める。

第三十一条第一項を次のように改
める。

役員は、三年以内におい
て定款で定める。

第三十一条第二項中「創立總會」の
下に「合併による設立の場合には、設
立委員」を加え、同条に次の一項を
加える。

3 任期満了によつて退任した理事
は、後任の理事が就任するまでは、
なおその職務を行なう。

第三十一条の次に次の一条を加え
る。

(役員職務及び損害賠償責任)
第三十一条の二 役員は、法令、法
令に基づいてする行政庁の処分、
定款及び總會の決議を遵守し、組
合のため忠実にその職務を遂行し
なければならない。

2 役員がその任務を怠つたとき
は、その役員は、組合に対し連帶
して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき
悪意又は重大な過失があつたとき
は、その役員は、第三者に対し連
帯して損害賠償の責めに任ずる。

重要な事項につき、第三十九条第
一項に掲げる書類に虚偽の記載を
し、又は虚偽の登記若しくは公告
をしたときも、同様とする。

第四十一条の見出し中「民法」を
「商法等」に改め、同条中「理事につ
いては」を「役員について」は、商
法(明治三十二年法律第四十八号)
第二百五十四条第三項(会社との関
係)及び第二百五十六条第三項(任
期の特例)の規定を、理事について

は」に改め、「この場合において、」
の下に「商法第二百五十六条第三項
中「前二項」とあるのは「漁船損害
補償法第三十一条第一項及び第二
項」とを加える。

第四十五条の見出し中「民法」を
「民法等」に改め、同条中「第六十
六条(表決権のない場合)」の下に
「並びに商法第二百四十三条(總會の
延期又は執行の決議)及び第二百
四十四条(總會の議事録)」を加
え、「同法第六十四条中「第六十二
条」とあるのは」を「民法第六十四
条中「第六十二条」とあり、商法第
二百四十三条中「第二百三十二条」
とあるのは、それぞれ」に改める。

第九十六条第一項を次のように改
める。

保険の目的たる漁船の譲受人
は、組合に通知して、譲渡人が当
該漁船の当該保険関係に関して有
する権利義務(第三百三十九条第一
項又は第三百三十九条の二第一項の
規定による負担金に係る権利義務
を除く)を承継することができ
る。ただし、組合が、正当な事由
により、当該通知を受けた後直ちに
当該譲渡人に通知してその承継
を拒んだときは、この限りでな
い。

第九十六条第二項中「満期保険の」
を削り、「この節及び第三節」を
「この章及び第六章」に改める。

第九十六条の次に次の一条を加え
る。

(保険関係の存続)
第九十六条の二 保険の目的たる漁
船の所有者である組合員が、その
住所又は当該漁船の主たる根拠地

を組合の区域外に移転したことに
より組合員たる資格を喪失したた
め組合を脱退した場合において、
その脱退前に、その組合員から当
該組合に対し当該保険関係を存続
させたい旨の通知があつたとき
は、その保険関係は、第二十七条
第一項の規定にかかわらず、なお
存続する。

2 前項の規定によりなお保険関係
が存続する保険の目的たる漁船の
所有者は、この章及び第六章の規
定の適用については、組合員とみ
なす。

第二百五条の次に次の一条を加え
る。

(組合の経理)
第二百五条の二 組合は、省令の定め
るところにより、特殊保険に係る
収入及び支出(特殊保険の業務の
執行に要する経費及び附加保険料
その他その経費にあつては、その収
入金に係る部分を除く)を、その
他の収入及び支出と区分し、特別
の会計を設けて経理しなければならない。

第二百七条第一項中「組合は、」の
下に「漁船保険に係る各会計ごとに、」
を加える。

第二百七条中「組合は、」の下に「省令
で定める基準に従い、」を加える。

第二百七条中「(明治三十二年法
律第四十八号)」を削る。

第二百七条第二項中「漁業協同組
合の区域内」を「都道府県知事が当
該都道府県の区域のうち漁業協同組
合の区域となつてゐる地域を分け
て指定する地域(以下「加入区」と
いう。)(ことに、その加入区の区域

内」に、「当該区域内に主たる根拠
地を有する漁船」を「当該加入区
の区域内に主たる根拠地を有するもの
のうち政令で定めるもの」に、「当
該区域内に住所を有する」を「当
該加入区の区域内に住所を有する」
に、「同意をしたときは」を「同意
をした場合において、当該同意があ
つたことにつき次条第三項の規定に
よる公示があつたときは」に、「同
意があつた後」を「当該公示があつ
た後」に改め、同条第二項中「前項
の規定により普通損害保険の目的と
すべき漁船が、同項の規定による同
意(以下「義務付保の同意」とい
う。)(があつた時において」を「第
一項の規定により普通損害保険に付
すべき漁船が、同項の規定により普
通損害保険に付すべきこととなつた
時において」に改め、同項を同条第
七項とし、同条第一項の次に次の五
項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定に
より加入区を指定するに當つて
は、一の漁業協同組合の区域の区
域の全部が一の加入区の区域の全
部となるように当該指定をしなけ
ればならない。ただし、一の漁業
協同組合の区域の区域の一部が他
の漁業協同組合の区域の区域の全
部又は一部となつてゐる場合にお
けるその一の漁業協同組合の区域
の区域、その区域の区域が著しく
広い漁業協同組合の区域の区域そ
の他特別の事情のある地域につい
ては、農林大臣の認可を受けて、
漁業協同組合の区域の区域の一部
を加入区として指定することがで
きる。

3 都道府県知事は、次に掲げる場
合には、政令で定める場合を除
き、当該加入区に係る部分につ
き、第一項の規定による指定を変
更するものとする。

一 一の漁業協同組合の区域の区
域の全部がその区域の全部とな
つてゐる加入区について、当該
漁業協同組合につき、合併、解
散又は地区の変更があつたこと
によりその加入区の区域の全部
が一の漁業協同組合の区域の区
域の全部でなくなつた場合

二 一の漁業協同組合の区域の区
域の一部がその区域の全部とな
つてゐる加入区について、その
加入区の指定の基礎となつた事
情に変更(軽微な変更を除く。)
があつた場合

4 都道府県知事は、前項に規定す
る場合のほか、特に必要があると
きは、その必要の限度において、
変更を必要とする加入区に係る部
分につき、第一項の規定による指
定を変更することができる。

5 第二項の規定は、前二項の規定
により加入区についての指定を変
更する場合に準用する。

6 加入区についての第一項の規定
による指定及び第三項又は第四項
の規定による指定の変更は、告示
をもつてしなければならない。
第二百七条の次に次の一条を加え
る。

(付保義務の発生に関する手続)
第二百七条の二 前条第一項の規定
による同意を求めるには、指定漁
船所有者のうち二人以上が発起人
とならなければならない。

2 発起人は、前条第一項の規定による同意があつたと認めるときは、省令で定める手続により、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、これに審査し、前条第一項の規定による同意があつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、発起人、関係組合及び関係漁業協同組合に通知し、当該同意がなかつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を発起人に通知しなければならない。

第百十三条を削り、第百十三条の二第一項中「義務付保の同意があつた場合において、代表者が、その同意に係る地区を地区とする漁業協同組合に対し、その同意があつたことを証する書面を添えて」を「前条第三項の規定による公示があつた場合において、政令の定めるところにより当該公示に係る加入区の区域内の第百十二条第一項の規定による同意をした者を代表する者が、当該公示に係る加入区の区域の全部又は一部とする漁業協同組合に対し」に改め、同条を第百十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(付保義務の消滅)
第百十三条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該加入区においては、指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅する。

一 第百十二条の二第三項の規定による公示があつた加入区（以下この条において「義務加入区」

という。）について、その公示の日から起算して四年を経過したとき。

二 義務加入区に係る部分につき第百十二条第三項又は第四項の規定による指定の変更があつたとき。

三 義務加入区の区域内の指定漁船所有者が三人未満となつた場合において、当該義務加入区を都道府県知事が公示したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる場合において、同項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、関係組合及び関係漁業協同組合に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項第三号の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その旨を関係組合及び関係漁業協同組合に通知しなければならない。

第百十三条の三を削り、第百十三条の四を第百十三条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(普通損害保険の保険料率)
第百十三条の四 普通損害保険の保険料率は、次の各号に掲げる要件のすべてをみたすように定めなければならない。

一 当該組合が引き受けることが見込まれる漁船の属する危険区分（漁船のトン数、船質、設備、操業区域その他の事項で危険の程度に影響を及ぼす要因となるもの）に応じて、漁船につき農林大臣が定める危険の程度区分

をいう。以下同じ。）のすべてについて、危険区分ごとに定められること。

二 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率（以下「普通損害保険の純保険料率」という。）が、農林大臣の定める期間における当該組合の普通損害保険（満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金額を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第百十七条第一項各号において同じ。）に係る危険率を基礎とし、当該組合の普通損害保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定められること。

三 危険区分ごとに、普通損害保険の純保険料率が第百十七条の規定により定まる当該組合の普通損害保険の再保険料率を下らないこと。

第百十三条の十一中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 満期保険の保険料率のうち、損害保険料中の純保険料に対応する部分の率は、当該組合の普通損害保険の純保険料率と同率とする。

第百十三条の十四を削り、第百十三条の十五を第百十三条の十四とし、第百十三条の十六から第百十三条の十八までを一条ずつ繰り上げる。

第百十七条を次のように改める。
(再保険料率)
第百十七条 普通損害保険の再保険料率は、危険区分及び組合ごとに、

第二号に掲げる率と当該危険区分の属するトン数区分に係る当該組合の第一号の率とを合計した率とする。

一 政令で定める一定年間ににおける各年の組合ごと及び危険区分に係るトン数区分（以下この条において「トン数区分」という。）ごとの普通損害保険に係る危険率の一部で、台風その他の異状な天然現象に係る部分の率（次号において「天災危険率」という。）のうち、農林大臣がトン数区分ごとに定める標準危険率をこえるもののそのこえる部分の率（次号において「異常危険率」という。）を基礎として、農林大臣が組合ごと及びトン数区分ごとに定める一定率

二 前号の政令で定める一定年間ににおける各年のすべての組合のトン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率（その各危険率のうちの天災危険率中に同号の標準危険率をこえるものがあるときは、当該危険率については、その率から当該危険率に係る異常危険率を控除した率とする。）を基礎として算定されるトン数区分ごとの全組合平均の通常の危険率を基準とし、農林大臣が、これにトン数区分間の調整を施し、これを基礎として危険区分ごとに定める一定率

2 満期保険の再保険料率のうち満期前の普通損害保険事故による支払に係る部分の率は、組合の普通損害保険の再保険料率と同率とする。

3 満期保険の再保険料率のうち満期による支払に係る部分の率及び特殊保険の再保険料率は、組合の定款で定められた満期保険及び特殊保険の保険料率のうち、それぞれ、満期保険の満期による支払に係る部分の純保険料に対応する部分の率及び特殊保険の純保険料に対応する部分の率と同率とする。

第百十八条中「第百十三条の十七」を「第百十三条の十六」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(再保険料の延滞金)
第百十八条の二 政府は、組合が再保険料を納期日までに納付しなかつたときは、その組合から、その未納付に係る金額につき、納期日の翌日から納付の日の前日までの日数に応じ、政令で定める割合をもつて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

第百三十九条第一項を次のように改める。
国庫は、第百十二条第一項の規定により保険に付した漁船（政令で定めるものを除く。）及び同条第七項の規定によつて同条第一項の規定により普通損害保険に付されたものとみなされた漁船（政令で定めるものを除く。）並びにこれ等の漁船以外の漁船のうち無動力漁船及び総トン数百トン未満の動力漁船で政令で定めるもの（以下「対象漁船」という。）について、組合員が支払うべき普通損害保険及び満期保険の純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）のうち、次の各号に掲げる額を合計した額

3 満期保険の再保険料率のうち満期による支払に係る部分の率及び特殊保険の再保険料率は、組合の定款で定められた満期保険及び特殊保険の保険料率のうち、それぞれ、満期保険の満期による支払に係る部分の純保険料に対応する部分の率及び特殊保険の純保険料に対応する部分の率と同率とする。

に相当する額を負担する。

一 対象漁船に係る保険金額に、対象漁船が保険に付されている組合についての対象漁船のトン数に於ける第百三十九条第一項第一号に規定する一定率（次号において「異部分の率」という。）を乗じて得た額

二 対象漁船に係る保険金額（政令で定めるものを除く。）に、対象漁船に係る保険料率のうち純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）に対応する部分の率から異部分の率を控除した率を乗じて得た額に、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額

イ 無動力漁船については、百分の六十

ロ 総トン数五トン未満の動力漁船については、百分の五十

ハ 総トン数二十トン未満五トン以上の動力漁船については、百分の五十

ニ 総トン数五十トン未満二十トン以上の動力漁船については、百分の四十五

ホ 総トン数百トン未満五十トン以上の動力漁船については、百分の四十

第百三十九条の次に次の一条を加える。

第百三十九条の二 国庫は、加入区ごとに、その区域内に住所を有する者が所有する総トン数二十トン未満の指定漁船のうち、その総数の二分の一以上の隻数のものが政

令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険若しくは満期保険に付されており、かつ、その隻数が政令で定める一定数以上である加入区の区域内に住所を有する者が所有する漁船又は当該区域内に主たる根拠地を有する漁船で当該政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険又は満期保険に付されている次に掲げるもの（対象漁船を除く。）について、組合員が支払うべき普通損害保険又は満期保険の純保険料（満期保険にあつては、積立保険料に該当する部分を除く。）のうち、当該漁船が対象漁船であつたときの場合に前条の規定により負担すべき額の二分の一に相当する額を負担する。

一 無動力漁船
二 総トン数二十トン未満の動力漁船

2 前条第二項の規定は、前項の規定による負担金に相当する金額について準用する。

第百四十条第一項中「前条第一項」を「第百三十九条第一項及び前条第一項」に改める。

第百四十一条第一項中「第百三十九条第二項」を「第百三十九条第四項」に改める。

第百四十五条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 第百五条の二の規定に違反したとき。

附則第三項の次に次の一項を加える。

4 第百三十九条第一項及び第百三十九条の二第一項の規定の適用については、当分の間、第百三十九条第一項第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の六十」とする。

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現在に在任する漁船保険組合の役員及び総代の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現在に改正前の第百三十九条第一項の規定によりその地区内の同項に規定する指定漁船所有者がその所有する同項の指定漁船の全部を普通損害保険に付すべき義務が存する漁業協同組合の地区は、この法律の施行の際に、改正後の同項の規定により同項の加入区として指定されたものとみなし、当該加入区について

は、その時に、改正後の第百三十九条第一項の規定による同意があつた旨の改正後の第百三十九条の二第三項の規定による公示があつたものとみなす。

4 前項の規定により改正後の第百三十九条の二第三項の規定による公示があつたものとみなされた加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、第百三十九条の二第一項第一号の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年を経過したとき、又はその経過するまでに第百三十九条第一項に規定する指定漁船所有者の総員の二分の一以上の者が政令

で定める手続により当該義務を消滅させることにつき同意をしたときは、消滅する。

5 この法律の施行の際現在に普通損害保険又は満期保険に付されている漁船で次に掲げるものの第百三十九条第一項の規定による負担金の額は、この法律の施行の日を含む保険期間（満期保険については、この法律の施行の日を含む保険期間）に限り、同項の規定にかかわらず、当該漁船についての保険金額（政令で定めるものを除く。）に対する純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）の百分の五十に相当する額とする。

一 この法律の施行の際現在に第百三十九条第一項に規定する対象漁船に該当している漁船

二 この法律の施行後第百三十九条第一項に規定する対象漁船に該当することとなつた漁船

6 この法律の施行の際現在に普通損害保険又は満期保険に付されている漁船については、この法律の施行の日を含む保険期間（満期保険については、この法律の施行の日を含む保険期間）に限り、第百三十九条の二の規定による国庫の負担は、行なわれない。

7 漁船再保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法第百三十九条第二項」の下に「（法第百三十九条ノ二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

8 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（再保険料率）
第三十二条の二 再保険料率は、組合の約款で定められた保険料率のうち純保険料に対応する部分の率と同事とする。

第三十五条中「第百三十七条、」を削る。

9 補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「七百三十三億七百万円」を「七百八十億七百万円」に改める。

第二十六条の見出しを「（資金の交付等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替貯金とし、又は農林中央金庫若しくは銀行に預け入れることができる。

別表中「年 七分 十五年

五年」を「年 七分 十五年

七年」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の二「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

果樹農業振興特別措置法案

果樹農業振興特別措置法

（目的）

第一条 この法律は、果樹園経営計画に基づく効率的な果樹園経営を推進し、農業者等に対する資金融通の措置その他果樹園経営の基盤の確立を図るための措置を講ずることにより、果樹農業の健全な発展に資することを目的とする。

（果樹農業振興資金の貸付け）

第二条 農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）は、次の各号の一に該当する者で第五条第一項の規定により作成した果樹園経営計画につき同項の認定を受けたものに対し、この法律及び農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の定めるところにより、当該認定に係る果樹園経営計画に記載された同条第二項第三号の措置に関する計画を達成するために必要な資金で同法第十八条第一

項第一号、第一号の二、第七号又は第八号に掲げるもの（以下「果樹農業振興資金」という。）の貸付けを行なうものとする。

一 果樹（政令で定める果樹に限る。以下同じ。）の集約的な栽培に供される土地（以下「樹園地」という。）につき果樹を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者（以下「果樹農業者」という。）の二以上が共同してその樹園地における果樹の栽培を計画的かつ効率的に行なおうとする場合における当該果樹農業者

二 前号に掲げる果樹農業者が構成員となつて法人

（貸付条件）

第三条 公庫が前条に規定する者に対し果樹農業振興資金のうち果樹の補栽に要する資金の貸付けを行なう場合における貸付金の利率は、年七分以内において公庫が定めるものとする。

（貸付金額等の決定）

第四条 公庫は、果樹農業振興資金の貸付けを行なう場合には、貸付けの申込みをした者につき、次条第一項の認定に係る果樹園経営計画を参照して、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

（果樹園経営計画）

第五条 果樹農業振興資金の貸付けを受けようとする者は、農林省令で定める手続により、果樹園経営計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の果樹園経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の現状
二 樹園地の所在及び面積
三 次に掲げる施設等についての現状及び効率的な果樹園経営を推進するためこれらの施設等についてとるべき措置に関する計画

イ 樹園地
ロ 植栽に係る果樹
ハ 病害虫の防除施設その他果樹の管理のために必要な施設

ニ 選果施設その他果実の収穫、集荷、貯蔵又は販売のために必要な施設

四 果実の生産及び販売の数量に関する計画

五 果樹農業振興資金のうち公庫からの借入れを必要とするものの額並びにその使用計画及び償還計画

六 第三号の措置に関する計画を達成するために必要な資金で前号に規定するもの以外のものの額及び調達方法

七 その他農林省令で定める事項

3 第一項の認定の申請は、昭和四十年三月三十一日までにすることとする。

第六条 都道府県知事は、前条第一項の規定により果樹園経営計画につき認定を受けた旨の申請があつたときは、その計画に係る事項が次の各号の要件をみたす場合に限り、同項の認定をするものとする。

一 当該計画に係る樹園地の面積、その集約する度合い及び立地条件が農林省令で定める基準に適合することとなること。

二 前条第二項第三号に掲げる措置に関する計画が合理的な果樹園経営の基盤の確立を図るために必要かつ適当なものであること。

三 前条第二項第四号の計画が果実の需給事情に照らし適当と認められるものであること。

四 当該計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

五 当該計画に係る事項が達成されるためには、当該計画に記載されたところによつて公庫から資金の貸付けを受けることが必要であつて、他に適当な方法がないこと。

（国及び都道府県の援助）

第七条 国及び都道府県は、果樹園経営計画の作成又はその達成のために必要な助言及び指導その他果樹農業の振興のために必要な援助を行なうように努めるものとする。

（果樹農業振興審議会）

第八条 農林省に果樹農業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、果樹農業の振興に関する重要事項につき調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、関係行政庁に建議することができる。

事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

第十條 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第十一條 専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

第十二條 前四条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の規定により公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項及び第三十条第二項の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法（昭和三十五年法律第 号）」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法」とする。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

合長 坂本清治外十五名

紹介議員 永岡 光治君

最近国有林をはじめ、一般民有林において、自家用苗育成の計画が進められているため、民苗買上げの数が次第に減少し、管下会員の望みは日増しに高まっているから、民苗生産業者の現状を考慮して国営苗は最少限度に止めて、められ専門業者を活用せられたい。なお、この民苗買上げ措置はすべて系統組織を通じて行なわれたいとの請願。

第一八六号 昭和三十五年二月一日 受理

林業種苗法の一部改正に関する請願

請願者 大分県日田郡栄村大分

合長 坂本清治外十五名

紹介議員 永岡 光治君

現行の林業種苗法は昭和十四年に公布され、その間林業界も幾多の革新が行なわれ、とくに戦前全く等閑に付されていた林木育種事業もようやく軌道に乗つつあるが、その基本法であるべき林業種苗法が依然改正されないことは遺憾であるから、(一)林業用種子はすべて国営をもつて採取し、これを民苗生産者に配付するよう規定すること、(二)林業用種苗業者はすべて国家登録を受けなければ、その業をなし得ないよう規定すること、(三)林業用種苗業者の団体はすべて林業種苗法によるものとするよう規定すること、(四)需給調整の円滑なる運営をはかること、等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第一八七号 昭和三十五年二月一日 受理

林業種苗法の一部改正に関する請願

請願者 徳島県名西郡神山町徳

内 松本千一外十五名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一八六号と同じである。

第一八八号 昭和三十五年二月一日 受理

大豆の輸入等に関する臨時措置に関する法律案反対に関する請願

請願者 徳島市紙屋町二ノ七徳

内 桃井国平

紹介議員 三木與吉郎君

近い将来、大豆輸入の自由化に伴ない、低廉な米国大豆の輸入により生ずるおそれのある国産大豆の値下りを補償することを主要な目的とする「大豆の輸入等に関する臨時措置に関する法律案」を農林省では用意している模様であるが、この法案の実態は輸入大豆を政府専売とし、また、それに調整金を課する等政府統制の復活であり、大豆の流通を著しく阻害するものであるから、本法案の提出を阻止又は廃案とするよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第一九三号 昭和三十五年二月二日 受理

大豆の輸入等に関する臨時措置に関する法律案反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋小

網町三ノ九日本醤油協

会内 正田文右衛門

紹介議員 杉山 昌作君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第二三二号 昭和三十五年二月三日 受理

大豆の輸入等に関する臨時措置に関する法律案反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市加賀野久

保田一四ノ一 大島常

次郎

紹介議員 小笠原三三男君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第二四八号 昭和三十五年二月四日 受理

大豆の輸入等に関する臨時措置に関する法律案反対に関する請願

請願者 鹿児島市山之口町三〇

鹿児島県味噌醤油工業

協同組合理事長 坪水

徳三

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第二四九号 昭和三十五年二月四日 受理

大豆の輸入等に関する臨時措置に関する法律案反対に関する請願

請願者 鳥取市本町二ノ五鳥取

県醤油工業協同組合内

鈴木正綱

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第二五〇号 昭和三十五年二月四日 受理

大豆の輸入等に関する臨時措置に関する法律案反対に関する請願

大豆の輸入等に関する臨時措置に関する法律案反対に関する請願

請願者 兵庫県明石市公園前通

り二兵庫県醤油工業協

同組合理事長 坪田隆

文

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第二五一号 昭和三十五年二月四日 受理

大豆の輸入等に関する臨時措置に関する法律案反対に関する請願

請願者 福井県坂井郡三国町新

保 梅谷与三郎

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第一八九号 昭和三十五年二月一日 受理

めん羊事業振興のための特別措置の立法化に関する請願

請願者 宮城県仙台市外記丁一

二宮城県綿羊農業協同

組合連合会会長 斎藤

莊次郎

紹介議員 高橋進太郎君

わが国のめん羊事業は、過去四十年の歳月と多額の国費を投じて、官民あげての努力の結果、現在においては、大正七年度の政府が樹立した第一次増殖計画の目標である百万頭を達成数においてはるかに突破し、その飼育戸数は六十四万戸であつて総農家戸数の一割をこえ、その生産物は農家収入の増大を助け、営農改善に至大の成果を収めているが、これをさらに振興して農家経済を向上させるとともに、重要施策地

域の産業の振興と民生の安定を図るため、めん羊事業振興特別法を制定せられたいとの請願。

第二二〇号 昭和三十五年二月三日 受理

めん羊事業振興のための特別措置の立法化に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通

り二ノ八兵庫県畜産農

業協同組合連合会会長

新田秀雄

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第二二三号 昭和三十五年二月三日 受理

愛媛県立宇和島水産高等学校の水産実習船操業回数増加に関する請願

請願者 愛媛県議会議長 近藤

広仲

紹介議員 堀本 宜実君

県立宇和島水産高校実習船のまぐろ操業実習としての航海数は、水産庁の操業許可方針に基づき年三回に規制されているが、現状では生徒の学年単位に二航海のもの、一航海のものが生じ、学校の教科課程実施上においても支障をきたしている。ことに内海漁業の不振対策として専攻科の新設が強く要請されているが、これが実現の場合本科生、専攻科生の乗船実習一航海ではほんとうの実習効果はあげられない実情であるから、全生徒が二航海乗船し、漁業実習ができるよう少なくともまぐろ漁業操業を年間四航海とすることを許可せられたいとの請願。

第二二七号 昭和三十五年二月三日

受理

農業災害補償制度改正に関する請願

請願者 愛媛県議会議長 近藤

広仲

紹介議員 堀本 宜実君

現行農業災害補償制度は、数年にわたる検討の結果、昭和三十三年に改正を加えられたものであるが、改正にあつて、被害額の認定、被害補てん率、農家負担等に根本的な改正が配慮されなかつたため、農家の本制度に対する不満が依然として解消されず、そのため、掛金納入の拒否等によつて、共済事業運営の前途に暗影を投げかけているから、基準反取の大幅引上げ、掛金率の改正、無事もとし制度の拡大、事務の簡素化等本制度の抜本的改正を行なわれたいとの請願。

第二二八号 昭和三十五年二月三日

受理

治山治水事業特別会計制度設置に関する請願

請願者 愛媛県議会議長 近藤

広仲

紹介議員 堀本 宜実君

政府は昭和二十八年に治山治水事業基本対策を決定したが、その後その対策に基づく工事実施状況がきわめて悪いため国土は次第に荒廃の度を増している上にあいつぐ台風の来襲によつてはく大な被害をこうむつてゐるばかりか幾多の人命さえ失なつてゐる現状であるから、あらたに、治山治水事業特別会計を設置し総額五千五十億円の新治水事業五箇年計画を完全を実施するよう格段の考慮を払われたいとの請願。

第二三七号 昭和三十五年二月四日

受理

開墾建設関係道路補修事業費増額に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎

権三

紹介議員 谷村 貞治君

開拓事業補助金交付要綱に基づく事業総額一億五百余万円に及ぶ岩手県の開拓道路及び橋りょうに対する補修並びに改修事業は、予算の割当てを得た昭和三十年度から実施されて今日に至つては、毎年国家から交付される補修事業費としての割当て額が平均して事業総額の四パーセントにあたる三百六十万円程度にすぎないため補修工事を早急に促進せしめることはきわめて困難な状況であるから、これら工事の促進を図るため、国全体の開墾建設関係道路補修事業費の増額を図られたいとの請願。

昭和三十五年二月二十二日印刷

昭和三十五年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局